

平成30年（2018年）

第3回定例会

# 議案の内容

町田市議会事務局調査法制係

042-722-3111  
内線 4717・4718

第1版 2018.8.20 調製



## 平成30年(2018年)第3回町田市議会定例会日程一覧表

※8月20日(月)告示 議案配付 議会運営委員会  
 ※8月22日(水)正午 一般質問通告締切  
 ※8月22日(水)午後2時～午後5時 一般質問打ち合わせ  
 8月23日(木)午前10時～午後5時

月	日	曜日	会議種別	摘 要	備 考	
8	27	月	本 会 議 議会運営委員会	議会運営委員会審査報告 ————— 質疑 — 表決 第 8 5 号議案、 ————— 提案理由説明 — 質疑 — 表決 第 9 0 号議案～第 9 2 号議案 ————— 提案理由説明 第 7 5 号議案～第 8 4 号議案、 第 8 6 号議案～第 8 9 号議案、 第 9 3 号議案～第 1 1 7 号議案 認定第 1 号、認定第 2 号		
	28	火	議案説明会 全員協議会			
	29	水	議 案 調 査			
	30	木	本 会 議	一般質問	質疑通告締切 午後零時 5 0 分	
	31	金	本 会 議	一般質問		
9	1	⊕				
	2	⊕				
	3	月	本 会 議	一般質問		
	4	火	本 会 議	一般質問		
	5	水	本 会 議	一般質問	請願・陳情受付締切 午後 5 時	
	6	木	本 会 議 議会運営委員会	第 8 0 号議案～第 8 4 号議案、 第 8 6 号議案～第 8 9 号議案、 第 9 3 号議案～第 1 1 7 号議案、 第 7 5 号議案～第 7 9 号議案 認定第 1 号、認定第 2 号 請願及び陳情の付託報告	————— 質疑 — 付託	議員提出議案提出締切 午後零時 5 0 分
	7	金	常任委員会	総務・健康福祉		
	8	⊕				
	9	⊕				
	10	月	常任委員会	総務・健康福祉		
	11	火	常任委員会	文教社会・建設		
	12	水	常任委員会	文教社会・建設	総務常任委員会・健康福祉 常任委員会の決算附帯 決議提出締切 午後零時 5 0 分	
	13	木	常任委員会	常任委員会予備日		
	14	金	常任委員会	総務・健康福祉(意見集約)	文教社会常任委員会・建設 常任委員会の決算附帯 決議提出締切 午後零時 5 0 分	

月	日	曜日	会議種別	摘 要	備 考
9	15	⊕			
	16	⊖			
	17	⊕			
	18	火	議事整理		
	19	水	常任委員会	文教社会・建設（意見集約）	委員会提出議案提出締切 午後零時50分 即決請願・委員会提出の 議員提出議案提出締切 午後零時50分
	20	木	議事整理		
	21	金	議事整理		
	22	⊕			
	23	⊖			
	24	⊕			
	25	火	議事整理		
	26	水	議事整理		
27	木	本 会 議 議会運営委員会	常任委員会審査報告 _____ 質疑 — 表決 議員提出議案 _____ 提案理由説明 — 質疑 — 表決 請願及び陳情の付託報告		

平成30年第3回定例会は、8月27日（月）に招集され、9月27日（木）までの32日間の会期で開かれます。

審議される案件は、予算5件、条例5件、その他が35件となっています。

予算案は、平成30年度（2018年度）町田市一般会計補正予算（第2号）などが上程されています。条例案は、公益的法人等への町田市職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例などが上程されています。

その他、市民から提出された請願等が上程されます。

## ◆ 議案の内容 ◆

第75号議案 平成30年度（2018年度）町田市一般会計補正予算（第2号）

第76号議案 平成30年度（2018年度）町田市国民健康保険事業会計補正予算（第1号）

第77号議案 平成30年度（2018年度）町田市下水道事業会計補正予算（第2号）

第78号議案 平成30年度（2018年度）町田市介護保険事業会計補正予算（第1号）

第79号議案 平成30年度（2018年度）町田市後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）

第80号議案 公益的法人等への町田市職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例

※ 職員を派遣することができる団体を追加するため、所要の改正をするものです。

第81号議案 町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例の一部を改正する条例

※ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）の改正に伴い、関連する規定を整理するため、所要の改正をするものです。

第82号議案 町田市手数料条例の一部を改正する条例

※ 建築基準法の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

第83号議案 町田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

※ 建築基準法の改正に伴い、関連する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

第84号議案 町田市立公園条例の一部を改正する条例

※ 「南町田拠点創出まちづくりプロジェクト」において再整備する鶴間公園のスポーツ施設等に関する規定を整備するため及び指定管理の業務対象となる公

園種別を追加するため、所要の改正をするものです。

#### **第 8 5 号議案 町田市地域コミュニティバス運行事業に使用するバスの購入**

※ 町田市地域コミュニティバス運行事業に使用しているバスの老朽化に伴い、新規に購入するため、物品供給契約を締結するものです。

#### **第 8 6 号議案 町田市熱回収施設等（仮称）整備運営事業に関する施設整備工事請負契約の変更契約**

※ 町田市熱回収施設等（仮称）整備運営事業に関する施設整備工事請負契約の造成工事の追加等に伴い、契約金額の変更契約を締結するものです。今回が第 2 回目（43,027,200 円増）の変更となり、第 1 回目（139,816,800 円増）の変更と合わせて 1 億 7,000 万円を超えるため提案するものです。

#### **第 8 7 号議案 町田薬師池公園四季彩の杜ウェルカムゲート整備工事請負契約**

※ 「町田薬師池公園四季彩の杜」の第 I 期整備工事として、四季彩の杜ウェルカムゲートの外構整備をするため、工事請負契約を締結するものです。

#### **第 8 8 号議案 芹ヶ谷公園整備工事（その 1）請負契約**

※ 「芹ヶ谷公園整備工事（その 1）」として、都営住宅跡地を中心としたエリアの造成及び多目的広場整備等の工事を行うため、工事請負契約を締結するものです。

#### **第 8 9 号議案 室内プール改修空気調和設備工事請負契約**

※ 竣工後 29 年が経過した室内プールについて、老朽化解消を目的とした空気調和設備の改修工事を行うため、工事請負契約を締結するものです。

#### **第 9 0 号議案 土地の無償貸付について**

※ 「南町田拠点創出まちづくりプロジェクト」における「パークライフ・サイト」計画の実施のため、株式会社ソニー・クリエイティブプロダクツに対し、普通財産である土地を無償で貸し付けるものです。

#### **第 9 1 号議案 土地の買入れについて**

※ 第二次野津田公園整備基本計画において将来像として掲げた「自然の中で楽しむ総合スポーツパーク」を目指して整備するため、町田都市計画公園第 5・5・5 号野津田公園用地 7,600.25 m<sup>2</sup>を取得するものです。

#### **第 9 2 号議案 土地の買入れについて**

※ 地域に残された貴重な緑を保全するため、町田都市計画特別緑地保全地区第 3 号山崎特別緑地保全地区用地 5,022.21 m<sup>2</sup>を取得するものです。

#### **第 9 3 号議案 市道路線の認定について**

※ 開発行為により築造された路線及び私道移管事業により町田市に移管された路線を市道として認定するものです。

#### **第 9 4 号議案 市道路線の廃止について**

※ 道路として機能のない路線及び都道と重複している路線を廃止するものです。

**第 9 5 号議案 町田市民ホールの指定管理者の指定について**

※ 町田市民ホールを管理する指定管理者を指定するものです。

**第 9 6 号議案 町田市わさびだ療育園の指定管理者の指定について**

※ 町田市わさびだ療育園を管理する指定管理者を指定するものです。

**第 9 7 号議案 町田市大賀藕絲館の指定管理者の指定について**

※ 町田市大賀藕絲館を管理する指定管理者を指定するものです。

**第 9 8 号議案 ふれあい桜館の指定管理者の指定について**

※ ふれあい桜館を管理する指定管理者を指定するものです。

**第 9 9 号議案 本町田高齢者在宅サービスセンターの指定管理者の指定について**

※ 本町田高齢者在宅サービスセンターを管理する指定管理者を指定するものです。

**第 1 0 0 号議案 小山田高齢者在宅サービスセンター外 1 箇所の指定管理者の指定について**

※ 小山田高齢者在宅サービスセンター及びつくし野デイサービスセンターを管理する指定管理者を指定するものです。

**第 1 0 1 号議案 玉川学園高齢者在宅サービスセンター外 1 箇所の指定管理者の指定について**

※ 玉川学園高齢者在宅サービスセンター外 1 箇所を管理する指定管理者を指定するものです。

**第 1 0 2 号議案 デイサービス鶴川の指定管理者の指定について**

※ デイサービス鶴川を管理する指定管理者を指定するものです。

**第 1 0 3 号議案 デイサービス忠生の指定管理者の指定について**

※ デイサービス忠生を管理する指定管理者を指定するものです。

**第 1 0 4 号議案 デイサービス三輪の指定管理者の指定について**

※ デイサービス三輪を管理する指定管理者を指定するものです。

**第 1 0 5 号議案 デイサービス榛名坂の指定管理者の指定について**

※ デイサービス榛名坂を管理する指定管理者を指定するものです。

**第 1 0 6 号議案 デイサービス高ヶ坂の指定管理者の指定について**

※ デイサービス高ヶ坂を管理する指定管理者を指定するものです。

**第 1 0 7 号議案 デイサービスあいはらの指定管理者の指定について**

※ デイサービスあいはらを管理する指定管理者を指定するものです。

**第 1 0 8 号議案 わくわくプラザ町田の指定管理者の指定について**

※ わくわくプラザ町田を管理する指定管理者を指定するものです。

**第 1 0 9 号議案 休日・準夜急患こどもクリニックの指定管理者の指定について**

※ 休日・準夜急患こどもクリニックを管理する指定管理者を指定するものです。

**第 1 1 0 号議案 休日応急歯科・障がい者歯科診療所の指定管理者の指定について**

※ 休日応急歯科・障がい者歯科診療所を管理する指定管理者を指定するものです。

**第 1 1 1 号議案 町田市子ども創造キャンパスひなた村の指定管理者の指定について**

※ 町田市子ども創造キャンパスひなた村を管理する指定管理者を指定するものです。

**第 1 1 2 号議案 町田市自然休暇村の指定管理者の指定について**

※ 町田市自然休暇村を管理する指定管理者を指定するものです。

**第 1 1 3 号議案 町田市ふるさと農具館の指定管理者の指定について**

※ 町田市ふるさと農具館を管理する指定管理者を指定するものです。

**第 1 1 4 号議案 町田市七国山ファーマーズセンターの指定管理者の指定について**

※ 町田市七国山ファーマーズセンターを管理する指定管理者を指定するものです。

**第 1 1 5 号議案 小野路公園外 2 箇所の指定管理者の指定について**

※ 小野路公園外 2 箇所を管理する指定管理者を指定するものです。

**第 1 1 6 号議案 町田中央公園外 3 箇所の指定管理者の指定について**

※ 町田中央公園外 3 箇所を管理する指定管理者を指定するものです。

**第 1 1 7 号議案 野津田公園の指定管理者の指定について**

※ 野津田公園を管理する指定管理者を指定するものです。

**【認定】**

**認定第 1 号 平成 2 9 年度（2 0 1 7 年度）町田市一般会計・特別会計歳入歳出決算認定について**

※ 地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定に基づき、議会の認定に付するものです。

**認定第 2 号 平成 2 9 年度（2 0 1 7 年度）町田市病院事業会計決算認定について**

※ 地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定に基づき、議会の認定に付するものです。



# 平成30年度9月補正予算

## 9月補正予算の概要

9月補正では、2018年6月18日に大阪府北部で発生した地震によるブロック塀倒壊の事故を受け、学校施設のブロック塀等の撤去・改修を行うとともに、道路等に面するブロック塀等の撤去費用を助成することで災害に強いまちづくりを推進します。

また、地域の多様な課題を解決するため、地域住民や企業などとの橋渡し役を担い、地域団体への支援を行う「(仮称)地域活動サポートセンター」の開設に向けた準備を行います。

さらに、2019年8月からの小山田桜台、多摩南部地域病院間の小型バス導入開始に向けて、運行に支障となる交差点の改良や安全対策等の走行環境整備を行います。

加えて、南町田拠点創出まちづくりプロジェクトの一環として、2019年秋のまちびらきに向けて、鶴間公園と商業施設の間に設ける「パークライフ・サイト」の施設整備に係る債務負担行為を設定します。

一般会計	63億3,633万1千円
特別会計	30億5,628万8千円
計	93億9,261万9千円

### 補正予算の主な内容

#### 1 安心して生活できるまちのために

・学校施設ブロック塀等撤去・改修事業	6,080万円
・ブロック塀等撤去助成事業	1,000万円
・新たな地域協働推進事業	440万円
・高齢者生きがい活動促進事業	50万円

#### 2 賑わいのあるまちづくりのために

・パークライフ・サイト整備事業（債務負担行為の設定）	0円
----------------------------	----

#### 3 暮らしやすいまちづくりのために

・路線バス利用促進事業	8,588万円
-------------	---------

#### 4 その他

・(仮称)町田第一中学校中町グラウンド整備事業	1,800万円
・進学準備給付金支給事業（生活保護費）	1,080万円
・各種基金積立	52億6,383万円

## 2018年度9月補正 会計別予算構成表

(千円)

区 分	補正前の額		補 正 額	計		
		構成比(%)			構成比(%)	
一 般 会 計	148,209,333	56.9	6,336,331	154,545,664	57.2	
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険 事 業 会 計	42,111,679	16.2	1,819,452	43,931,131	16.3
	下 水 道 事 業 会 計	11,235,759	4.3	△ 7,734	11,228,025	4.2
	介 護 保 険 事 業 会 計	32,680,942	12.5	1,173,927	33,854,869	12.5
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業 会 計	11,047,303	4.2	70,643	11,117,946	4.1
	病 院 事 業 会 計	15,339,083	5.9	—	15,339,083	5.7
	収 益 的	14,482,341	5.6	—	14,482,341	5.4
	資 本 的	856,742	0.3	—	856,742	0.3
	小 計	112,414,766	43.1	3,056,288	115,471,054	42.8
合 計	260,624,099	100.0	9,392,619	270,016,718	100.0	

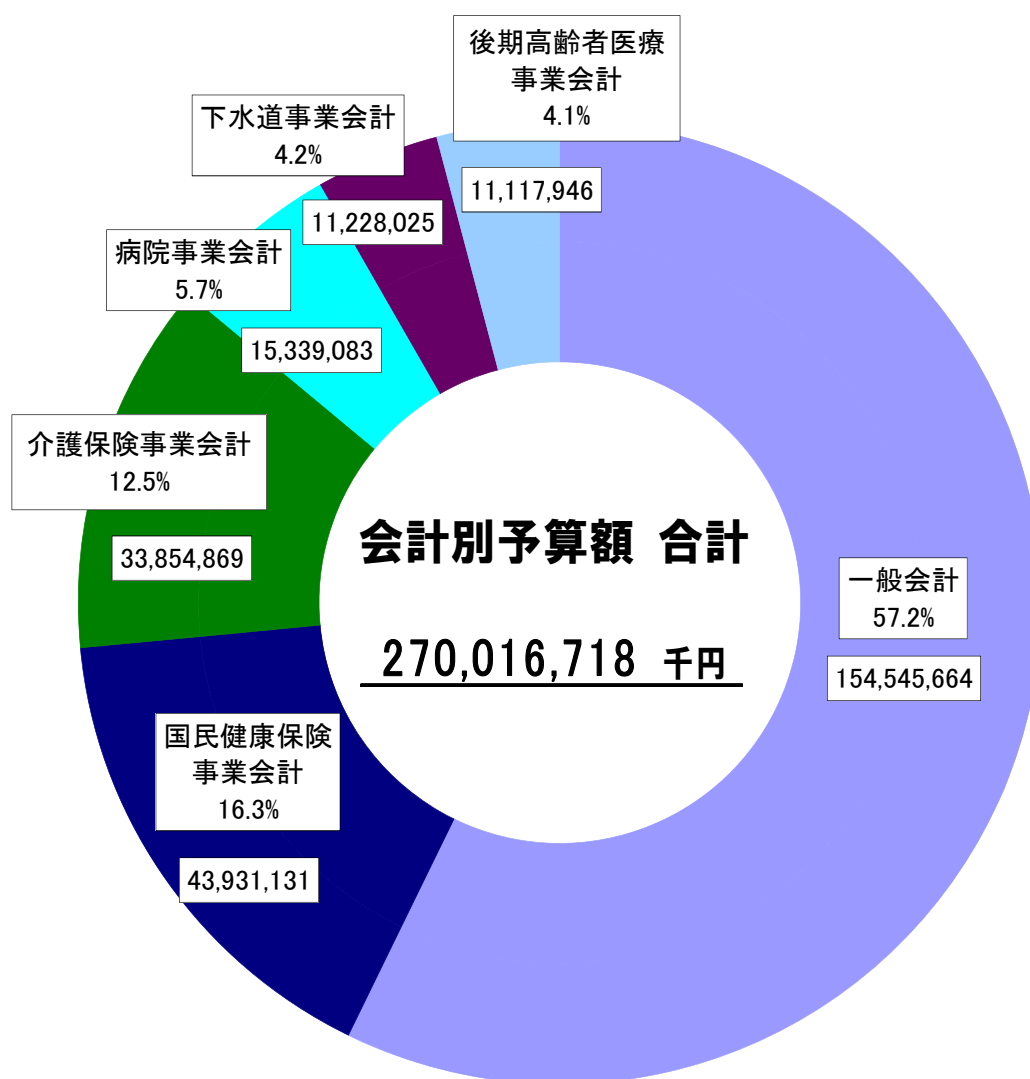
**【概要】**

- 一般会計の補正額は63億3,633万1千円で、補正後の全会計予算総額2,700億1,671万8千円に対する一般会計の構成比は57.2%です。
- 特別会計の補正は、2017年度決算の確定に伴う繰越金、及び清算に伴う返還金等を計上し、補正額は30億5,628万8千円です。

# 2018年度 会計別予算構成

<9月補正後>

(単位:千円)



## 2018年度9月補正 一般会計歳入予算内訳表

(千円)

款	補正前の額		補正額	計	
		構成比(%)			構成比(%)
1. 市 税	68,189,102	46.0	—	68,189,102	44.1
2. 地 方 譲 与 税	710,801	0.5	—	710,801	0.5
3. 利 子 割 交 付 金	96,000	0.1	—	96,000	0.1
4. 配 当 割 交 付 金	475,500	0.3	—	475,500	0.3
5. 株式等譲渡所得割交付金	318,000	0.2	—	318,000	0.2
6. 地方消費税交付金	7,040,000	4.8	—	7,040,000	4.6
7. ゴルフ場利用税交付金	40,000	0.0	—	40,000	0.0
8. 自動車取得税交付金	302,001	0.2	—	302,001	0.2
9. 地方特例交付金	315,000	0.2	—	315,000	0.2
10. 地方交付税	1,340,000	0.9	1,021,583	2,361,583	1.5
11. 交通安全対策特別交付金	50,000	0.0	—	50,000	0.0
12. 分担金及び負担金	1,670,410	1.1	—	1,670,410	1.1
13. 使用料及び手数料	3,532,596	2.4	—	3,532,596	2.3
14. 国庫支出金	27,644,593	18.7	9,717	27,654,310	17.9
15. 都 支 出 金	20,113,540	13.6	△ 6,389	20,107,151	13.0
16. 財 産 収 入	689,548	0.5	—	689,548	0.4
17. 寄 附 金	60,432	0.0	—	60,432	0.0
18. 繰 入 金	4,620,777	3.1	1,701,687	6,322,464	4.1
19. 繰 越 金	1,000,000	0.7	3,609,733	4,609,733	3.0
20. 諸 収 入	1,523,633	1.0	—	1,523,633	1.0
21. 市 債	8,477,400	5.7	—	8,477,400	5.5
歳 入 合 計	148,209,333	100.0	6,336,331	154,545,664	100.0

### 【概要】

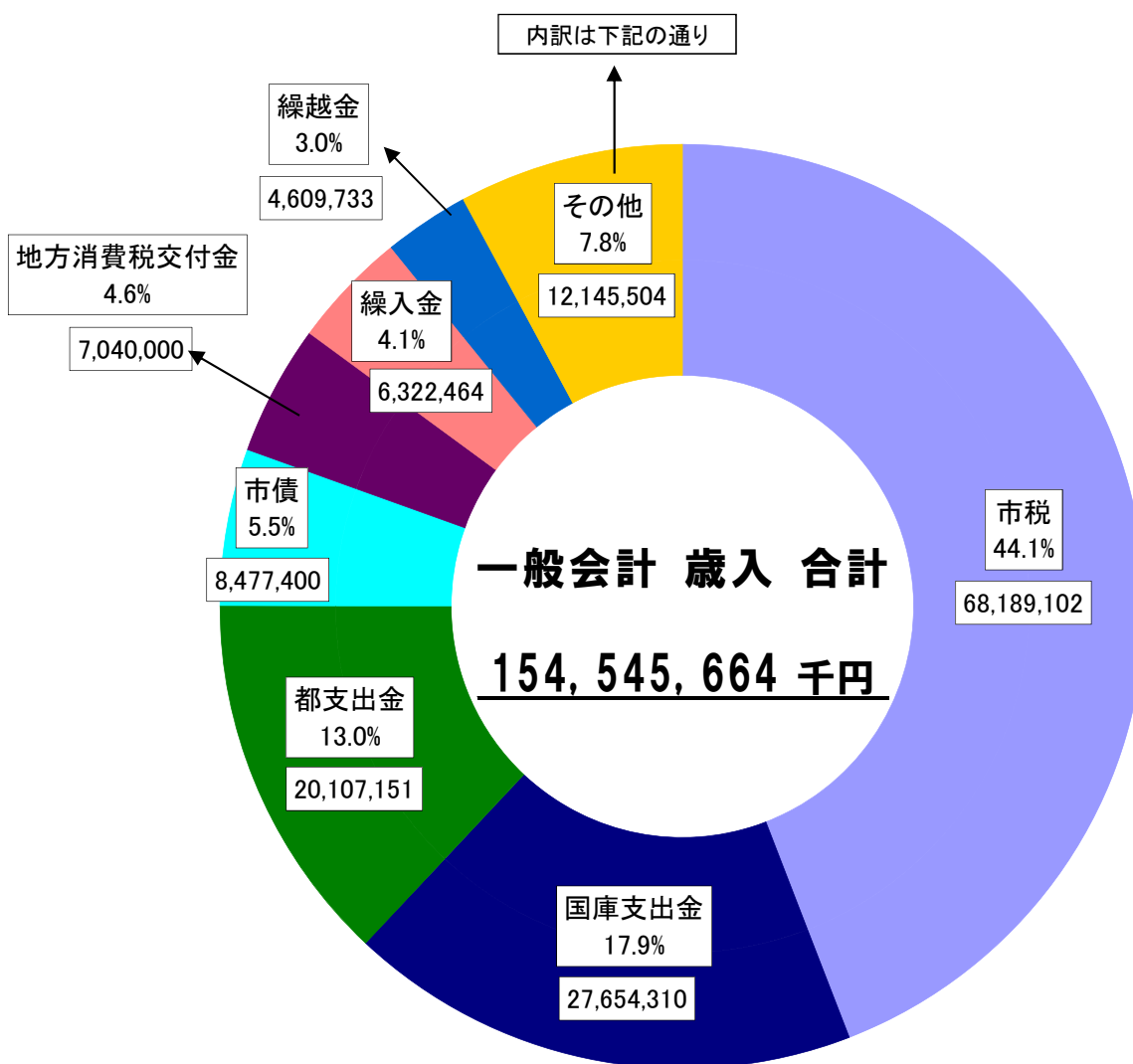
#### 9月補正予算の主なもの

- 款10. 地方交付税           普通交付税 (10.2億円)
- 款14. 国庫支出金       生活保護費負担金 (0.2億円)、文化財保存事業費補助金 (△0.1億円)
- 款15. 都支出金       文化財保存事業費補助金 (△0.1億円)
- 款18. 繰入金       国民健康保険事業会計繰入金 (14.9億円)  
介護保険事業会計繰入金 (1.3億円)  
後期高齢者医療事業会計繰入金 (0.6億円)  
下水道事業会計繰入金 (0.2億円)
- 款19. 繰越金       前年度繰越金 (36.1億円)

# 2018年度 一般会計 歳入予算内訳

<9月補正後>

(単位:千円)



## その他 内訳

(単位:千円)

使用料及び手数料	3,532,596	株式等譲渡所得割交付金	318,000
地方交付税	2,361,583	地方特例交付金	315,000
分担金及び負担金	1,670,410	自動車取得税交付金	302,001
諸収入	1,523,633	利子割交付金	96,000
地方譲与税	710,801	寄附金	60,432
財産収入	689,548	交通安全対策特別交付金	50,000
配当割交付金	475,500	ゴルフ場利用税交付金	40,000

## 2018年度9月補正 一般会計歳出予算 目的別内訳表

(千円)

款	補正前の額 (構成比)	補正額	計 (構成比)	補正額の財源内訳				一般財源
				特定財源				
				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1. 議会費	671,358 (0.5%)	—	671,358 (0.4%)	—	—	—	—	—
2. 総務費	14,518,355 (9.8%)	5,268,243	19,786,598 (12.8%)	—	—	—	39,143	5,229,100
3. 民生費	77,915,246 (52.6%)	698,376	78,613,622 (50.9%)	8,600	—	—	—	689,776
4. 衛生費	14,563,527 (9.8%)	36,915	14,600,442 (9.4%)	—	—	—	—	36,915
5. 労働費	33,114 (0.0%)	—	33,114 (0.0%)	—	—	—	—	—
6. 農林費	314,272 (0.2%)	—	314,272 (0.2%)	—	—	—	—	—
7. 商工費	1,022,086 (0.7%)	—	1,022,086 (0.7%)	—	—	—	—	—
8. 土木費	14,742,129 (9.9%)	179,185	14,921,314 (9.7%)	5,000	—	—	—	174,185
9. 消防費	5,025,069 (3.4%)	—	5,025,069 (3.3%)	—	—	—	—	—
10. 教育費	12,647,671 (8.5%)	53,612	12,701,283 (8.2%)	△ 12,777	△ 6,389	—	—	72,778
11. 災害復旧費	6 (0.0%)	—	6 (0.0%)	—	—	—	—	—
12. 公債費	6,656,500 (4.5%)	—	6,656,500 (4.3%)	—	—	—	—	—
13. 予備費	100,000 (0.1%)	100,000	200,000 (0.1%)	—	—	—	—	100,000
歳出合計	148,209,333 (100.0%)	6,336,331	154,545,664 (100.0%)	823	△ 6,389	—	39,143	6,302,754

### 【概要】

#### 9月補正予算の主なもの

- 款2. 総務費 公共施設整備等基金積立金 (23.9億円)、財政調整基金積立金 (23.0億円)  
退職手当基金積立金 (5.7億円)  
(仮称) 地域活動サポートセンター設立出捐金 (300万円)
- 款3. 民生費 国・都支出金返還金 (8.6億円)、生活保護費進学準備給付金 (0.1億円)  
国民健康保険事業会計繰出金 (△1.8億円)
- 款4. 衛生費 国・都支出金返還金 (0.4億円)
- 款8. 土木費 自転車駐車場用地購入費 (0.9億円)、路線バス走行環境整備工事費 (0.6億円)  
路線バス用地購入費 (0.2億円)、ブロック塀等撤去助成金 (0.1億円)
- 款10. 教育費 ブロック塀等撤去・改修工事費 (0.5億円)  
(仮称) 町田第一中学校中町グラウンド整備工事費 (0.2億円)  
文化財施設整備工事費 (△0.3億円)
- 債務負担行為補正の内容 (期間/限度額/総事業費)  
追加: パークライフ・サイト整備事業 (2018~2019年度/0.5億円/0.5億円)  
(仮称) 町田第一中学校中町グラウンド整備事業 (2018~2021年度/0.5億円/0.7億円)

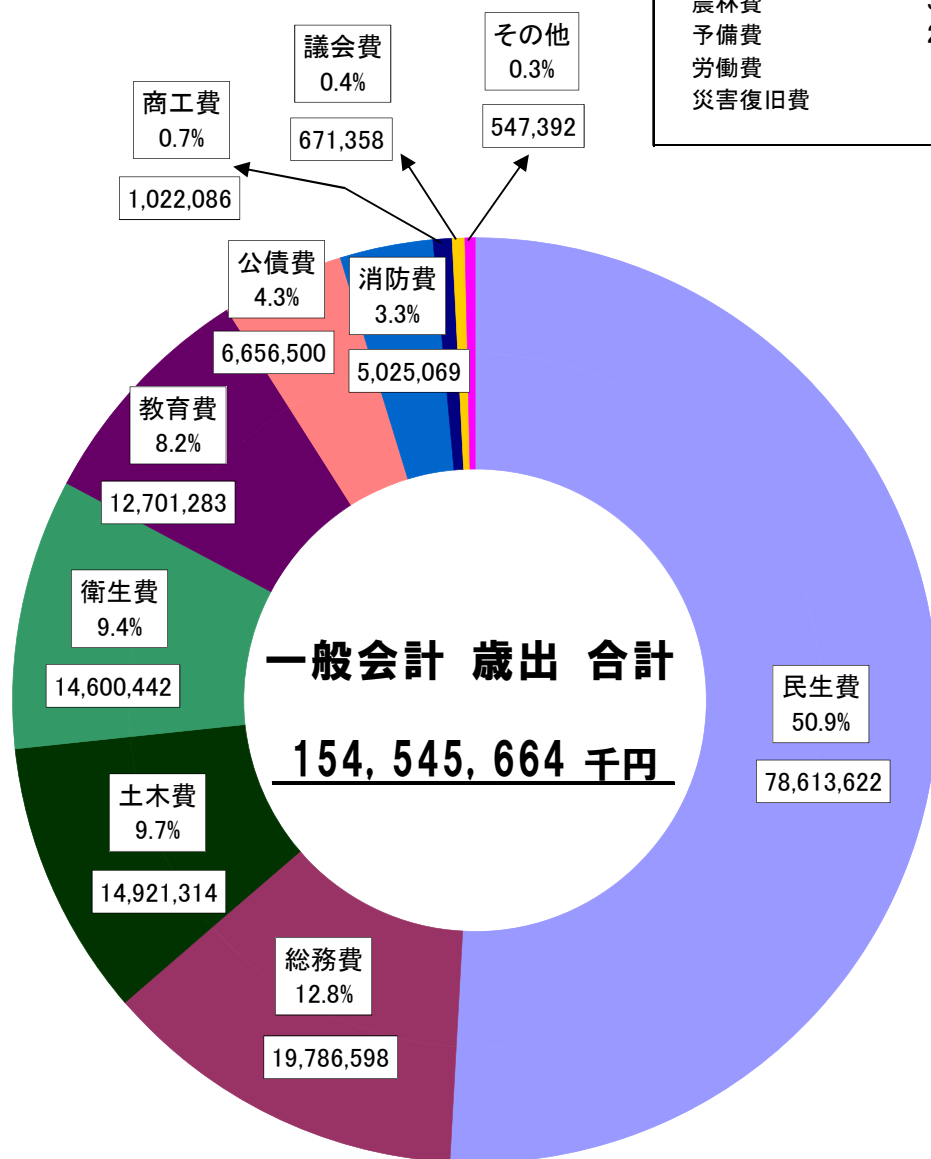
# 2018年度 一般会計 歳出予算 目的別内訳

<9月補正後>

(単位:千円)

## その他の内訳

農林費	314,272
予備費	200,000
労働費	33,114
災害復旧費	6





2018年度9月補正 一般会計歳出予算 性質別内訳表

(千円)

区 分		補正前の額		補正額	計	
			構成比(%)			構成比(%)
義 務 的 経 費	人 件 費	22,657,797	15.3	—	22,657,797	14.7
	職 員 給 与 費	19,127,409	12.9	—	19,127,409	12.4
	特別職給与費等	3,530,388	2.4	—	3,530,388	2.3
	扶 助 費	50,125,652	33.8	10,800	50,136,452	32.4
	公 債 費	6,656,499	4.5	—	6,656,499	4.3
	計	79,439,948	53.6	10,800	79,450,748	51.4
投 資 的 経 費		13,984,196	9.4	231,892	14,216,088	9.2
そ の 他 経 費	物 件 費	22,119,649	14.9	940	22,120,589	14.3
	維 持 補 修 費	1,070,985	0.7	—	1,070,985	0.7
	補 助 費 等	13,590,536	9.2	913,460	14,503,996	9.4
	繰 出 金	17,114,214	11.6	△ 187,590	16,926,624	11.0
	出 資 金 ・ 貸 付 金	601	0.0	3,000	3,601	0.0
	積 立 金	789,204	0.5	5,263,829	6,053,033	3.9
	予 備 費	100,000	0.1	100,000	200,000	0.1
	計	54,785,189	37.0	6,093,639	60,878,828	39.4
歳 出 合 計		148,209,333	100.0	6,336,331	154,545,664	100.0

【概要】

9月補正予算の主なもの	
○扶助費	生活保護費進学準備給付金 (0.1億円)
○投資的経費	自転車駐車場用地購入費 (0.9億円) 路線バス走行環境整備工事費 (0.6億円)、路線バス用地購入費 (0.2億円) ブロック塀等撤去・改修工事費 (0.5億円) (仮称) 町田第一中学校中町グラウンド整備工事費 (0.2億円)
○補助費等	国・都支出金返還金 (9.0億円)、ブロック塀等撤去助成金 (0.1億円)
○繰出金	国民健康保険事業会計繰出金 (△1.8億円)
○出資金・貸付金	(仮称) 地域活動サポートセンター設立出捐金 (300万円)
○積立金	公共施設整備等基金積立金 (23.9億円) 財政調整基金積立金 (23.0億円)、退職手当基金積立金 (5.7億円)

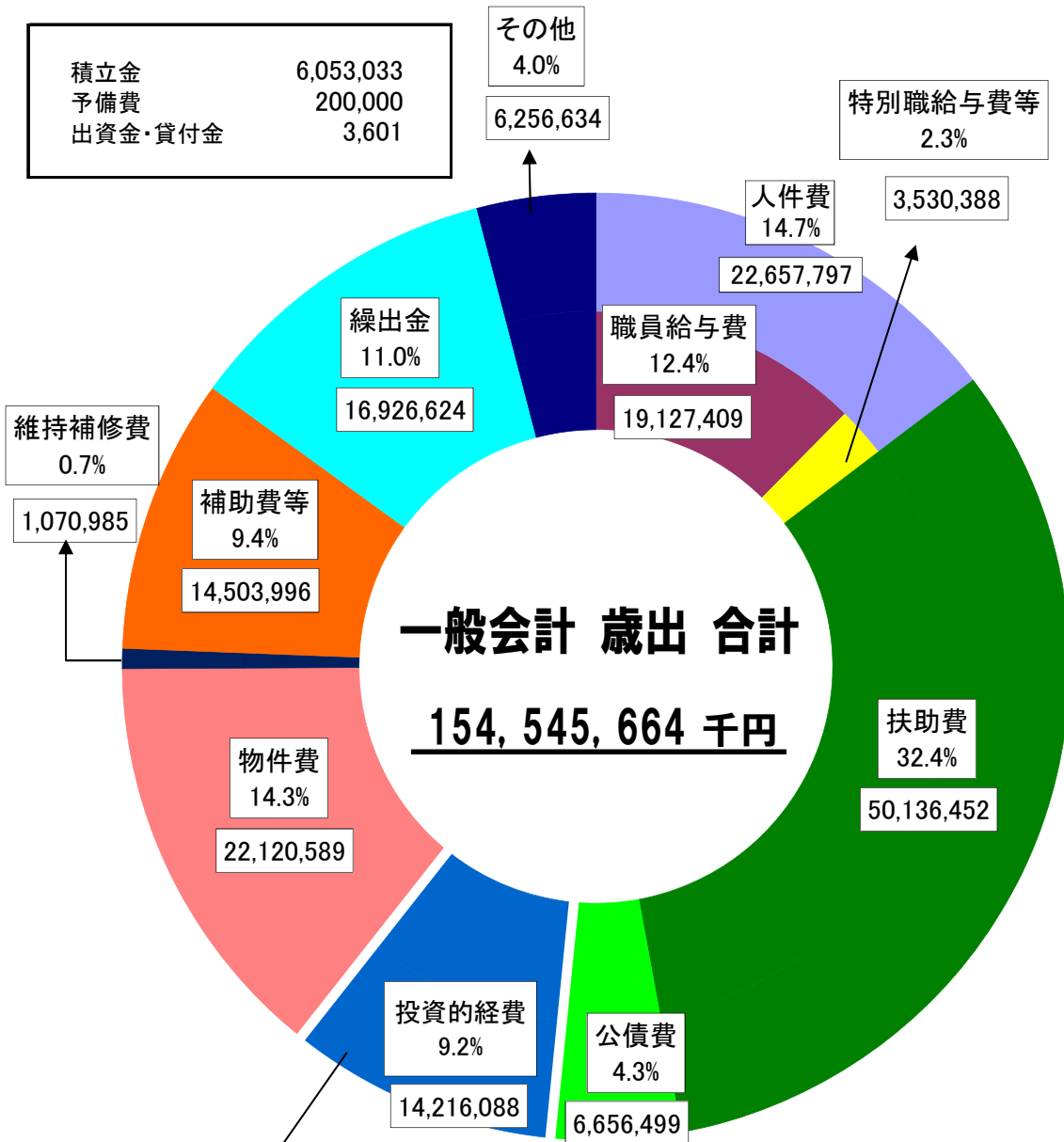
# 2018年度 一般会計 歳出予算 性質別内訳

<9月補正後>

その他の内訳

(単位:千円)

積立金	6,053,033
予備費	200,000
出資金・貸付金	3,601



投資的経費 内訳

土木費	6,931,209	消防費	181,234
衛生費	2,842,491	農林費	15,649
教育費	1,568,861	商工費	12,210
総務費	1,519,173	災害復旧費	6
民生費	1,145,255		

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第80号議案 公益的法人等への町田市職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例</p>		
<p><b>【議案提出の目的】</b> 職員を派遣することができる団体を追加するため、所要の改正をするものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 派遣することができる団体に、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会を加えます。</li> <li>○ 2019年4月1日から施行します。</li> </ul> <p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項</li> </ul> <p><b>【過去の実績】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公益的法人等への町田市職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例（2016年9月議会）</li> </ul> <p><b>【改正により何が変わるか】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 派遣することができる団体</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;"> <p>(改正前)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 300px; margin: 0 auto;"> <p>公益財団法人東京市町村自治調査会</p> </div> </div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 20px;">➔</div> <div style="text-align: center;"> <p>(改正後)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 300px; margin: 0 auto;"> <p>公益財団法人東京市町村自治調査会 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会</p> </div> </div> </div>			
<p>問合せ先</p>	<p>総務部 職員課長 老沼</p>	<p>電話</p>	<p>724-2761</p>

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第 8 1 号議案 町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例の一部を改正する条例</p>		
<p><b>【議案提出の目的】</b>  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）の改正に伴い、関連する規定を整理するため、所要の改正をするものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 番号法第 9 条第 2 項の条例で定める事務（独自利用事務）で利用することのできる特定個人情報に、生活保護法による進学準備給付金の支給に関する情報を加えます。</li> <li>○ 公布の日から施行します。</li> </ul> <p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律</li> </ul>			
<p>問合せ先</p>	<p>総務部 市政情報課長 中島</p>	<p>電話</p>	<p>724-8407</p>

議案概要

議案名		第 8 2 号議案 町田市手数料条例の一部を改正する条例	
<p><b>【議案提出の目的】</b>            建築基準法の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をします。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <p>○ 建築基準法の改正に伴い、以下の規定を新たに整備します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 接道規制及び用途規制の特例許可の見直しにより、関連する許可又は認定申請に係る手数料を加えます。</li> </ul>			
	項目	金額	
1	建築基準法第 43 条第 2 項第 1 号の規定に基づく建築物の敷地等と道路との関係に係る認定申請手数料	31,000 円	
2	建築基準法第 48 条第 16 項第 1 号及び 2 号の規定に基づく用途地域等の特例許可に係る許可申請手数料	87,000 円 (第 48 条第 16 項第 1 号) 92,000 円 (第 48 条第 16 項第 2 号)	
<p>・ 制限を緩和する項目が追加されたことにより、関連する許可又は認定申請に係る手数料を加えます。</p>			
	項目	金額	
3	建築基準法第 53 条第 5 項の規定に基づく建築物の建蔽率の緩和に係る許可申請手数料	36,000 円	
4	建築基準法第 85 条第 6 項の規定に基づく 1 年を超える仮設建築物に係る許可申請手数料	195,000 円	
5	建築基準法第 87 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定に基づく増改築等を伴わない用途変更の「全体計画」に係る認定申請手数料	28,000 円 (法第 87 条の 2 第 1 項) 28,000 円 (法第 87 条の 2 第 2 項)	
6	建築基準法第 87 条の 3 第 5 項及び第 6 項の規定に基づく建築物を他用途に転用する場合の一部規定の緩和に係る許可申請手数料	108,000 円 (法第 87 条の 3 第 5 項) 195,000 円 (法第 87 条の 3 第 6 項)	
<p>○ 1 及び 4 については公布の日から、それ以外の項目については 2019 年 6 月 26 日までに政令において定める日から施行します。</p> <p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <p>○ 建築基準法 第 43 条第 2 項第 1 号 (敷地等と道路との関係)            第 48 条第 16 項第 1 号及び 2 号 (用途地域等)            第 53 条第 5 項 (建蔽率)            第 85 条第 6 項 (仮設建築物に対する制限の緩和)            第 87 条の 2 第 1 項及び 2 項 (既存の一の建築物について二以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和)            第 87 条の 3 第 5 項及び 6 項 (建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和)</p> <p><b>【改正により何が変わるか】</b></p> <p>○ 建築基準法の改正に伴う項目の申請手数料を新たに整備することで、制限を緩和した項目等の受付が可能となります。</p>			
問合せ先	都市づくり部 建築開発審査課長 窪田	電話	724-4273

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第83号議案 町田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例</p>		
<p><b>【議案提出の目的】</b>                  建築基準法の改正に伴い、関連する規定を整備するため、所要の改正をするものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 老人ホーム等の共用廊下や階段部分の床面積を容積率の算定から除外するため、関連する規定を改めます。</li> <li>○ 2018年10月1日から施行します。</li> </ul> <p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建築基準法の一部を改正する法律</li> </ul> <p><b>【改正により何が変わるか】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ これまでも共同住宅については、共用廊下や階段部分の床面積を容積率の算定から除外して容積率を緩和することが規定されてきました。今回の改正によって、今後は老人ホーム等についても共同住宅と同様に容積率の緩和が図られます。</li> </ul>			
<p>問合せ先</p>	<p>都市づくり部 建築開発審査課                  建築審査担当課長 原田</p>	<p>電話</p>	<p>724-4413</p>

議案概要

議案名		第84号議案 町田市立公園条例の一部を改正する条例																																													
<p><b>【議案提出の目的】</b>            「南町田拠点創出まちづくりプロジェクト」において再整備する鶴間公園のスポーツ施設等に関する規定を整備するため及び指定管理の業務対象となる公園種別を追加するため、所要の改正をするものです。</p>																																															
<p><b>【議案の内容】</b></p> <p>○ 「南町田拠点創出まちづくりプロジェクト」における再整備後の新たな鶴間公園について、市内外からの多くの集客を想定して、市外利用者向け及び平日・土休日別の利用料金設定を行うとともに、付帯施設のサービスレベル向上に伴う利用料金の見直しを行うため、下記のとおり改正します。（公布の日から起算して1年2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有料公園施設名、利用時間及び休館・休場日に関する規定を整備します。</li> <li>・ 鶴間公園の駐車料金に関する規定を整備します。</li> </ul> <p>（鶴間公園の新利用料金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="2">市民利用者</th> <th colspan="2">市外利用者</th> </tr> <tr> <th>平日</th> <th>土日祝</th> <th>平日</th> <th>土日祝</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鶴間公園テニスコート</td> <td rowspan="5">2時間あたり</td> <td>1,800円</td> <td>2,500円</td> <td>3,700円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>鶴間公園グラウンド（1/3面） ※フットサル1面分</td> <td>3,700円</td> <td>5,000円</td> <td>7,500円</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>鶴間公園グラウンド（全面）</td> <td>11,000円</td> <td>15,000円</td> <td>22,000円</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>鶴間公園多目的広場</td> <td>6,000円</td> <td>8,000円</td> <td>12,000円</td> <td>16,000円</td> </tr> <tr> <td>鶴間公園多目的室</td> <td>1,500円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>鶴間公園駐車場</td> <td></td> <td colspan="4">200円/30分（1時間まで無料）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 上記金額を基本として、入場料を徴収する事業で利用する場合やスポーツ以外の事業で利用する場合等の料金もこの条例で設定します。</p> <p>○ 指定管理者の対象施設を「都市公園」のみから、都市公園のみならず都市公園以外の市立公園も含む「市立公園」に改正します。（公布の日から施行）</p>								市民利用者		市外利用者		平日	土日祝	平日	土日祝	鶴間公園テニスコート	2時間あたり	1,800円	2,500円	3,700円	5,000円	鶴間公園グラウンド（1/3面） ※フットサル1面分	3,700円	5,000円	7,500円	10,000円	鶴間公園グラウンド（全面）	11,000円	15,000円	22,000円	30,000円	鶴間公園多目的広場	6,000円	8,000円	12,000円	16,000円	鶴間公園多目的室	1,500円	2,000円	3,000円	4,000円	鶴間公園駐車場		200円/30分（1時間まで無料）			
		市民利用者		市外利用者																																											
		平日	土日祝	平日	土日祝																																										
鶴間公園テニスコート	2時間あたり	1,800円	2,500円	3,700円	5,000円																																										
鶴間公園グラウンド（1/3面） ※フットサル1面分		3,700円	5,000円	7,500円	10,000円																																										
鶴間公園グラウンド（全面）		11,000円	15,000円	22,000円	30,000円																																										
鶴間公園多目的広場		6,000円	8,000円	12,000円	16,000円																																										
鶴間公園多目的室		1,500円	2,000円	3,000円	4,000円																																										
鶴間公園駐車場		200円/30分（1時間まで無料）																																													
<p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <p>○ 地方自治法第244条の2（公の施設の設置、管理及び廃止）</p>																																															
<p><b>【改正により何が変わるか】</b></p> <p>○ 鶴間公園の新たな公園施設の機能に応じた利用料金等が設定されます。</p> <p>○ 都市公園以外の市立公園にも指定管理制度を導入することが可能となり、指定管理者の持つノウハウを活かした効率的で柔軟な管理運営を行う公園が増えます。</p>																																															
問合せ先	都市づくり部 公園緑地課長 守田			電話	724-4397																																										

議案概要

<b>議案名</b>	<b>第 8 5 号議案 町田市地域コミュニティバス運行事業に使用するバスの購入</b>		
<b>【議案提出の目的】</b>			
町田市地域コミュニティバス運行事業に使用しているバスの老朽化に伴い、新規に購入するため、物品供給契約を締結するものです。			
<b>【議案の内容】</b>			
○ 金森地区で運行している小型ノンステップバス 1 台（ディーゼル車、乗務員を含む定員 36 人）を購入するものです。			
<b>【議案の法的根拠】</b>			
○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号（財産の取得）			
○ 地方自治法施行令第 121 条の 2 第 2 項（議決に付すべき財産の取得の基準）			
○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条（議決に付すべき財産の取得）			
<b>【契約の概要】</b>			
○ 契約目的	町田市地域コミュニティバス運行事業に使用するバスの購入		
○ 契約方法	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号による随意契約		
○ 契約金額	22,751,260 円		
○ 契約相手方	東京都八王子市左入町 52 番地 東京日野自動車株式会社 八王子支店 支店長 石澤 岳		
○ 履行期限	契約確定の日から 2019 年 3 月 15 日まで		
<b>【過去の実績】</b>			
○ 2006 年度	小型ノンステップバス（天然ガス車）2 台購入	50,986,509 円	
○ 2014 年度	小型ノンステップバス（ディーゼル車）1 台購入	20,548,250 円	
○ 2016 年度	小型ノンステップバス（ディーゼル車）1 台購入	20,158,285 円	
○ 2017 年度	小型ノンステップバス（ディーゼル車）1 台購入	20,562,095 円	
<b>問合せ先</b>	<b>(契約内容) 財務部 契約課長 山本</b>	<b>電話</b>	<b>724-2523</b>
	<b>(事業内容) 都市づくり部 交通事業推進課長 岩岡</b>		<b>724-4260</b>



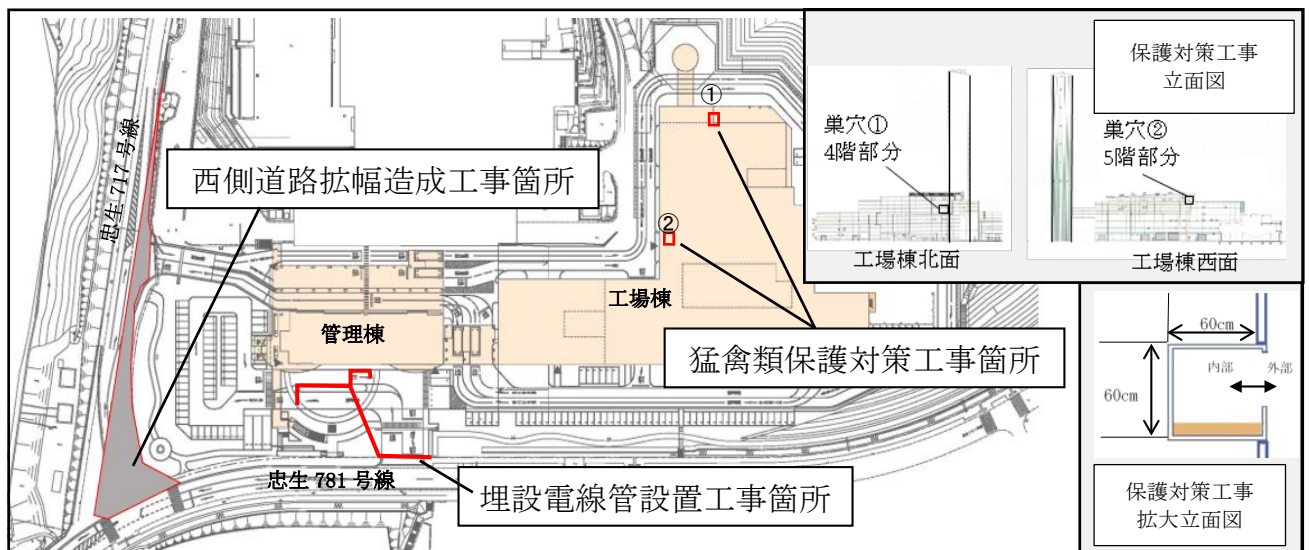
<b>議案名</b>	<b>第86号議案 町田市熱回収施設等（仮称）整備運営事業に関する施設整備工事請負契約の変更契約</b>
------------	--

**【議案提出の目的】**

町田市熱回収施設等（仮称）整備運営事業に関する施設整備工事請負契約の造成工事の追加等に伴い、契約金額の変更契約を締結するものです。今回が第2回目（43,027,200円増）の変更となり、第1回目（139,816,800円増）の変更と合わせて1億7,000万円を超えるため提案するものです。

**【議案の内容】**

- 契約金額の変更
  - ・ 契約金額を 29,386,216,800円から 29,429,244,000円に変更する（43,027,200円増）。
- 主な工事内容の変更
  - ・ 西側道路拡幅造成工事の追加
  - ・ 猛禽類保護対策工事の追加
  - ・ 駐車場整備のための電線管設置工事の追加



**【議案の法的根拠】**

- 地方自治法第96条第1項第5号（契約の締結）
- 地方自治法施行令第121条の2第1項（議決に付すべき契約の基準）
- 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条（議決に付すべき契約）

**【契約の概要と変更契約の経過】**

＜当初契約＞

- 契約件名 町田市熱回収施設等（仮称）整備運営事業に関する施設整備工事
- 契約方法 条件付一般競争入札（総合評価方式）
- 契約金額 29,246,400,000円
- 契約相手方 東京都中央区東日本橋一丁目1番7号  
株式会社タクマ 東京支社
- 工期 2016年12月22日から2024年6月30日まで

＜第1回目変更契約＞

- 変更契約日 2017年7月7日
- 変更内容 既存管理棟外壁仕上塗材に含まれる石綿除去工事の追加
- 変更後契約金額 29,386,216,800円（139,816,800円増）

平成29年（2017年）第3回町田市議会定例会にて専決処分報告済

<b>問合せ先</b>	（契約内容）財務部 契約課長 山本 （工事内容）環境資源部 循環型施設整備課長 平本	<b>電話</b>	724-2523 724-4384
-------------	---	-----------	----------------------

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第87号議案 町田薬師池公園四季彩の杜ウェルカムゲート整備工事請負契約</p>		
<p>【議案提出の目的】</p>			
<p>「町田薬師池公園四季彩の杜」の第I期整備工事として、四季彩の杜ウェルカムゲートの外構整備をするため、工事請負契約を締結するものです。</p>			
<p>【議案の内容】</p>			
<p>○ 工事箇所</p>	<p>町田薬師池公園四季彩の杜ウェルカムゲートエリア</p>		
<p>○ 工事内容</p>	<p>・敷地造成工事</p>		
	<p>・擁壁工事</p>		
	<p>・雨水排水設備工事</p>		
	<p>・防火水槽工事</p>		
<p>○ 他</p>	<p></p>		
<p>【議案の法的根拠】</p>			
<p>○ 地方自治法第96条第1項第5号</p>	<p>(契約の締結)</p>		
<p>○ 地方自治法施行令第121条の2第1項</p>	<p>(議決に付すべき契約の基準)</p>		
<p>○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条</p>	<p>(議決に付すべき契約)</p>		
<p>【契約の概要】</p>			
<p>○ 契約目的</p>	<p>町田薬師池公園四季彩の杜ウェルカムゲート整備工事</p>		
<p>○ 契約方法</p>	<p>条件付一般競争入札</p>		
<p>○ 契約金額</p>	<p>162,171,396円</p>		
<p>○ 契約相手方</p>	<p>東京都町田市小山町822番地</p>		
	<p>多摩住起建設 株式会社</p>		
	<p>代表取締役 高橋 勇三</p>		
<p>○ 工期</p>	<p>契約確定の日から2019年3月15日まで</p>		
<p>問合せ先</p>	<p>(契約内容) 財務部 契約課長 山本 (工事内容) 都市づくり部 公園緑地課長 守田</p>	<p>電話</p>	<p>724-2523 724-4398</p>

議案概要

<b>議案名</b>	<b>第 8 8 号議案 芹ヶ谷公園整備工事（その 1）請負契約</b>		
<b>【議案提出の目的】</b>			
「芹ヶ谷公園整備工事（その 1）」として、都営住宅跡地を中心としたエリアの造成及び多目的広場整備等の工事を行うため、工事請負契約を締結するものです。			
<b>【議案の内容】</b>			
○ 工事箇所	芹ヶ谷公園整備工事（その 1）エリア		
○ 工事内容			
・ 造成工事			
・ 多目的広場整備工事			
・ 雨水浸透施設工事			
・ 公衆トイレ設置工事		1 棟	
・ 災害用マンホールトイレ設置工事		10 基	
・ 防災パーゴラ設置工事		1 基	
・ 防災シェルター設置工事		1 基	
		他	
	芹ヶ谷公園配置図（その 1）		
	<p>※多目的広場と草地広場は、臨時駐車場として使用する予定です。</p>		
<b>【議案の法的根拠】</b>			
○	地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号（契約の締結）		
○	地方自治法施行令第 121 条の 2 第 1 項（議決に付すべき契約の基準）		
○	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条（議決に付すべき契約）		
<b>【契約の概要】</b>			
○ 契約目的	芹ヶ谷公園整備工事（その 1）		
○ 契約方法	条件付一般競争入札		
○ 契約金額	267,466,212 円		
○ 契約相手方	東京都町田市小山町 3,125 番地 1 株式会社 地研 代表取締役 入江 八重子		
○ 工 期	契約確定の日から 2019 年 3 月 15 日まで		
<b>問合せ先</b>	(契約内容) 財務部 契約課長 山本	<b>電話</b>	724-2523
	(工事内容) 都市づくり部 公園緑地課長 守田		724-4398

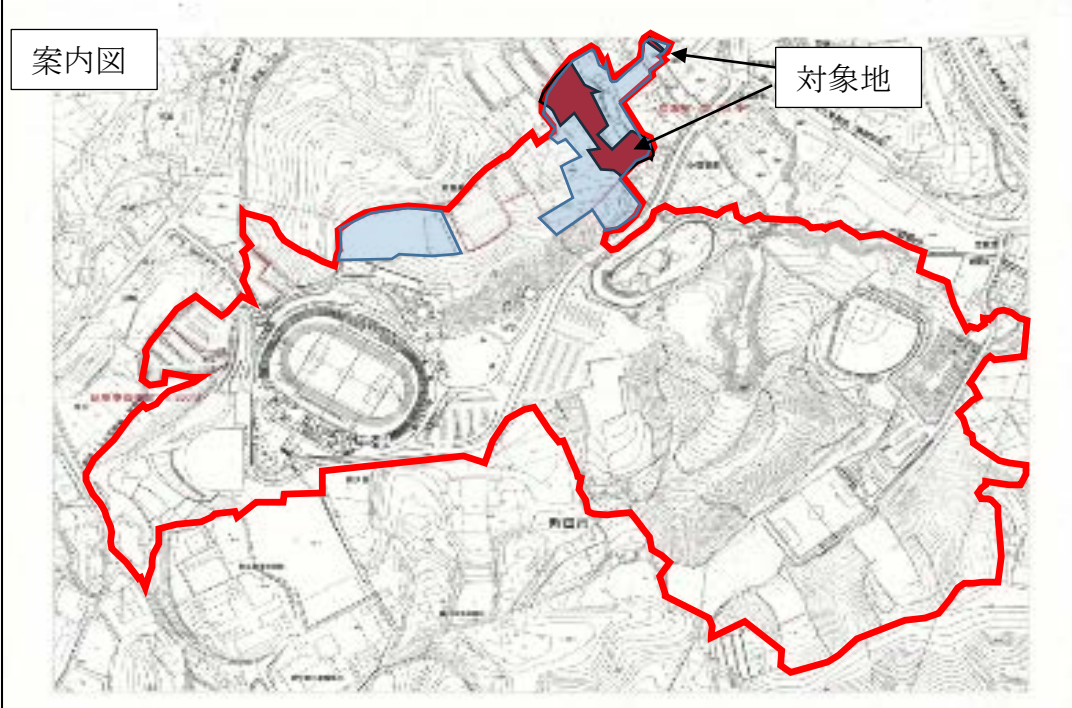
議案概要

<b>議案名</b>	<b>第 8 9 号 議 案 室 内 プ ール 改 修 空 気 調 和 設 備 工 事 請 負 契 約</b>		
<p><b>【議案提出の目的】</b>          竣工後 29 年が経過した室内プールについて、老朽化解消を目的とした空気調和設備の改修工事を行うため、工事請負契約を締結するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 工事内容           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空気調和設備工事</li> <li>・ 換気設備工事</li> <li>・ 自動制御設備工事</li> </ul> </li> </ul> <p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号（契約の締結）</li> <li>○ 地方自治法施行令第 121 条の 2 第 1 項（議決に付すべき契約の基準）</li> <li>○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条（議決に付すべき契約）</li> </ul> <p><b>【契約の概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 契約目的           室内プール改修空気調和設備工事</li> <li>○ 契約方法           条件付一般競争入札</li> <li>○ 契約金額           463, 320, 000 円</li> <li>○ 契約相手方        東京都中央区新川一丁目 17 番 21 号            三建・渡辺特定建設工事共同企業体            代表者 三建設備工業株式会社 東京支店            常務執行役員支店長 赤瀬 宏司</li> <li>○ 工 期                契約確定の日から 2019 年 8 月 30 日まで</li> </ul>			
問合せ先	(契約内容) 財務部 契約課長 山本 (工事内容) 財務部 営繕課長 田中 (事業内容) 文化スポーツ振興部 スポーツ振興課長 石田	電話	724-2523 724-1293 724-4036

議案概要

議案名	第90号議案 土地の無償貸付について		
<p><b>【議案提出の目的】</b></p>			
<p>「南町田拠点創出まちづくりプロジェクト」における「パークライフ・サイト」計画の実施のため、株式会社ソニー・クリエイティブプロダクツに対し、普通財産である土地を無償で貸し付けるものです。</p>			
<p><b>【議案の内容】</b></p>			
○ 貸付相手方	東京都港区赤坂九丁目7番1号		
	株式会社ソニー・クリエイティブプロダクツ 代表取締役 長谷川 仁		
○ 貸付期間	契約確定の日から2030年3月末日まで		
○ 貸付財産			
	・所在地（地番）	2016年12月26日付け町田都市計画事業南町田駅周辺土地地区画整理事業 仮換地指定によるC-2-1街区	
		（東京都町田市鶴間二丁目5番13の一部）	
	・面積	4,935㎡（仮換地指定面積）	
	・貸付価格	無償	
○ 無償にて貸し付ける理由			
	<p>貸し付ける土地は、「南町田拠点創出まちづくりプロジェクト」における「パークライフ・サイト」計画の用地として使用されます。本計画は、つくし野中学校区子どもクラブ、ミュージアム機能、ライブラリー機能などを含む公共公益性の高い諸機能を、民設民営にて整備・運営するものです。このため、市が本計画に必要な土地を無償で貸し付けます。なお、広場等の外構は町田市が整備・管理し、常時一般に開放します。</p>		
<p><b>【議案の法的根拠】</b></p>			
○ 地方自治法第96条第1項第6号（財産の貸付）			
			
問合せ先	都市づくり部 都市政策課長 遠藤		電話 724-4248

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第91号議案 土地の買入れについて</p>								
<p>【議案提出の目的】</p>									
<p>第二次野津田公園整備基本計画において将来像として掲げた「自然の中で楽しむ総合スポーツパーク」を目指して整備するため、町田都市計画公園第5・5・5号野津田公園用地7,600.25㎡を取得するものです。</p>									
<p>【議案の内容】</p>									
<p>○ 買入れ予定日</p>	<p>2018年10月</p>								
<p>○ 買入れ相手方</p>	<p>町田市森野二丁目2番22号 町田市役所内 町田市土地開発公社</p>								
<p>○ 買入れ所在地</p>	<p>町田市小野路町字新屋敷1203番1 ほか10筆</p>								
<p>○ 買入れ面積</p>	<p>7,600.25㎡</p>								
<p>○ 買入れ価格</p>	<p>74,552,574円</p>								
<p>【議案の法的根拠】</p>									
<p>○ 地方自治法第96条第1項第8号（財産の取得）</p>									
<p>○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条（議会の議決に付すべき財産の取得または処分）</p>									
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">案内図</div>  </div> <div style="margin-top: 10px; text-align: center;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">野津田公園</td> <td style="padding: 5px;">拡張区域</td> <td style="padding: 5px;">対象地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"></td> <td style="text-align: center;"></td> <td style="text-align: center;"></td> </tr> </table> </div>				野津田公園	拡張区域	対象地			
野津田公園	拡張区域	対象地							
<p>問合せ先</p>	<p>都市づくり部 公園緑地課長 守田</p>	<p>電話</p>	<p>724-4397</p>						

議案概要

議案名	第92号議案 土地の買入れについて
-----	-------------------

【議案提出の目的】

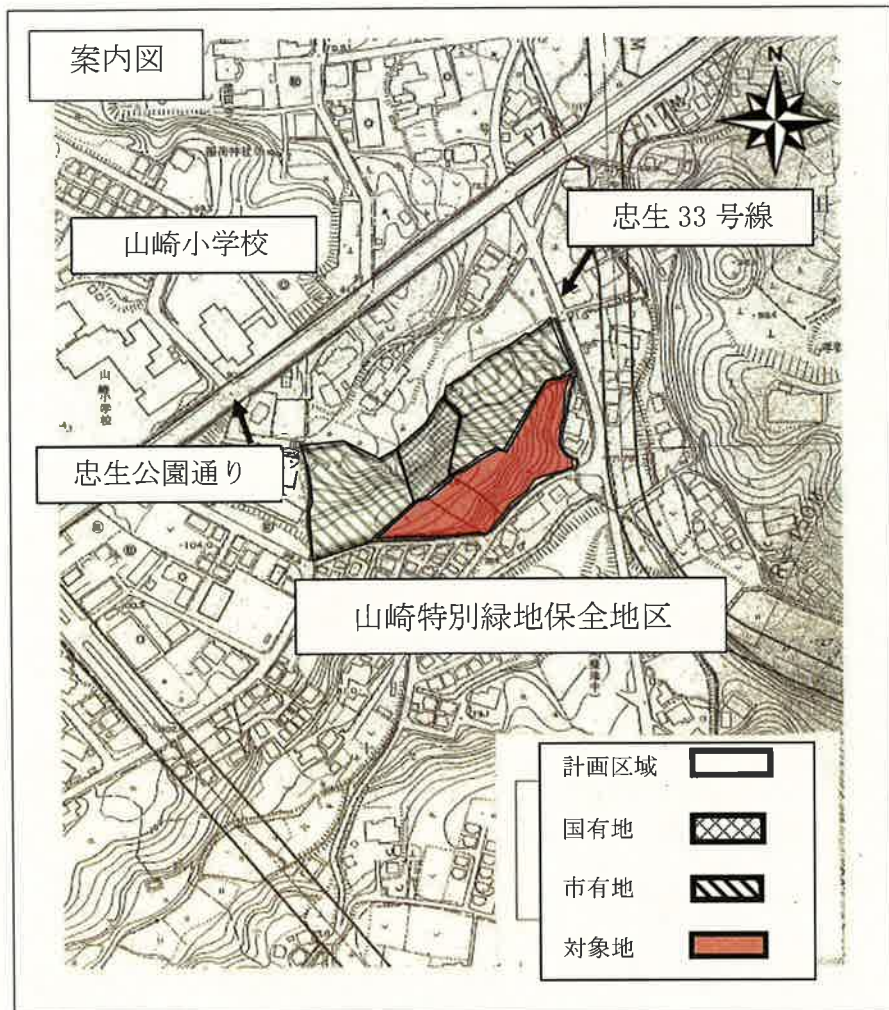
地域に残された貴重な緑を保全するため、町田都市計画特別緑地保全地区第3号山崎特別緑地保全地区用地 5,022.21 m<sup>2</sup>を取得するものです。

【議案の内容】

- 買入れ相手方 町田市森野二丁目2番22号 町田市役所内 町田市土地開発公社
- 買入れ所在地 町田市山崎町字十一号1,659番4 ほか2筆
- 買入れ面積 5,022.21 m<sup>2</sup>
- 買入れ価格 56,961,373 円
- 買入れ予定日 2018年10月

【議案の法的根拠】

- 地方自治法第96条第1項第8号（財産の取得）
- 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条（議会の議決に付すべき財産の取得または処分）



問合せ先	都市づくり部 公園緑地課長 守田	電話	724-4397
------	------------------	----	----------

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第 9 3 号議案 市道路線の認定について</p>		
<p><b>【議案提出の目的】</b>          開発行為により築造された路線及び私道移管事業により町田市に移管された路線を市道として認定するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b>          ○ 町田 914 号線その他の合計 16 路線 総延長 1,152mを市道として認定します。</p> <p><b>【議案の法的根拠】</b>          ○ 道路法第 8 条第 1 項及び第 2 項(市道路線の認定)</p>			
<p>議案名</p>	<p>第 9 4 号議案 市道路線の廃止について</p>		
<p><b>【議案提出の目的】</b>          道路として機能のない路線及び都道と重複している路線を廃止するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b>          ○ 南 158 号線その他の合計 4 路線 総延長 894mの市道を廃止します。</p> <p><b>【議案の法的根拠】</b>          ○ 道路法第 10 条第 1 項及び第 3 項(市道路線の廃止)</p>			
<p>問合せ先</p>	<p>道路部 道路管理課          許認可・用地管理担当課長 水野</p>	<p>電話</p>	<p>724-1154</p>



議案概要

議案名	第 9 5 号議案 町田市民ホールの指定管理者の指定について																		
<p><b>【議案提出の目的】</b> 町田市民ホールを管理する指定管理者を指定するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <p>○ 指定管理者候補者          団体名 一般財団法人 町田市文化・国際交流財団          代表者名 理事長 鷺北 秀樹          所在地 東京都町田市森野二丁目 2 番 36 号</p> <p>○ 指定管理者が行う主な業務          ・施設の維持管理に関すること。          ・施設の貸出及び附帯設備の利用に関すること。          ・市民の芸術文化の向上に資する事業の実施に関すること。</p> <p>○ 指定管理期間 2019 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日までの 3 年間</p> <p>○ 施設概要</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">名 称</td> <td colspan="3">町田市民ホール</td> </tr> <tr> <td>所 在 地</td> <td colspan="3">町田市森野二丁目 2 番 36 号</td> </tr> <tr> <td>建物面積</td> <td colspan="3">6,651.02 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>主要施設</td> <td colspan="3">ホール・会議室・ギャラリー・練習室・レストラン・附属設備等</td> </tr> </table> <p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <p>○ 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項（指定管理者の指定）          ○ 町田市民ホール条例第 6 条第 3 項（指定管理者の指定等）</p>				名 称	町田市民ホール			所 在 地	町田市森野二丁目 2 番 36 号			建物面積	6,651.02 m <sup>2</sup>			主要施設	ホール・会議室・ギャラリー・練習室・レストラン・附属設備等		
名 称	町田市民ホール																		
所 在 地	町田市森野二丁目 2 番 36 号																		
建物面積	6,651.02 m <sup>2</sup>																		
主要施設	ホール・会議室・ギャラリー・練習室・レストラン・附属設備等																		
問合せ先	文化スポーツ振興部	文化振興課長	小田島	電話	724-2184														

議案概要

議案名	第96号議案 町田市わさびだ療育園の指定管理者の指定について																														
<p><b>【議案提出の目的】</b> 町田市わさびだ療育園を管理する指定管理者を指定するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <p>○ 指定管理者候補者          団体名 社会福祉法人 合掌苑          代表者名 理事長 森 一成          所在地 東京都町田市金森東三丁目 18 番 16 号</p> <p>○ 指定管理者が行う主な業務          ・ 障害者総合支援法に規定する生活介護事業を行うこと。          ・ 町田市わさびだ療育園の施設及び設備の維持管理に関すること。</p> <p>○ 指定管理期間          2019年4月1日から2024年3月31日までの5年間</p> <p>○ 施設概要</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">名 称</td> <td colspan="3">町田市わさびだ療育園</td> </tr> <tr> <td>目 的</td> <td colspan="3">障がい者に対し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくサービスを提供することにより、地域で豊かな生活を送ることができるように支援する</td> </tr> <tr> <td>所 在 地</td> <td colspan="3">町田市金森東三丁目 18 番 9 号</td> </tr> <tr> <td>敷地面積</td> <td colspan="3">590.03 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>構 造</td> <td colspan="3">鉄筋コンクリート造 2 階建て</td> </tr> <tr> <td>延床面積</td> <td colspan="3">678.00 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>開 設 年</td> <td colspan="3">1997 年 7 月</td> </tr> </table> <p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項（指定管理者の指定）</li> <li>・ 町田市通所療育施設条例第 10 条第 3 項（指定管理者の指定等）</li> </ul>				名 称	町田市わさびだ療育園			目 的	障がい者に対し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくサービスを提供することにより、地域で豊かな生活を送ることができるように支援する			所 在 地	町田市金森東三丁目 18 番 9 号			敷地面積	590.03 m <sup>2</sup>			構 造	鉄筋コンクリート造 2 階建て			延床面積	678.00 m <sup>2</sup>			開 設 年	1997 年 7 月		
名 称	町田市わさびだ療育園																														
目 的	障がい者に対し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくサービスを提供することにより、地域で豊かな生活を送ることができるように支援する																														
所 在 地	町田市金森東三丁目 18 番 9 号																														
敷地面積	590.03 m <sup>2</sup>																														
構 造	鉄筋コンクリート造 2 階建て																														
延床面積	678.00 m <sup>2</sup>																														
開 設 年	1997 年 7 月																														
問合せ先	地域福祉部 障がい福祉課長 櫻井	電話	724-2147																												

議案概要

議案名	第 9 7 号議案 町田市大賀藕絲館の指定管理者の指定について																														
<p><b>【議案提出の目的】</b> 町田市大賀藕絲館を管理する指定管理者を指定するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <p>○ 指定管理者候補者          団体名 社会福祉法人 まちだ育成会          代表者名 理事長 齊藤 喬          所在地 東京都町田市山崎町 1, 214 番地 1</p> <p>○ 指定管理者が行う主な業務          ・ 障害者総合支援法に規定する生活介護事業及び就労継続支援事業を行うこと。          ・ 町田市大賀藕絲館の施設及び設備の維持管理に関すること。</p> <p>○ 指定管理期間          2019 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日までの 5 年間</p> <p>○ 施設概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">名 称</td> <td colspan="3">町田市大賀藕絲館</td> </tr> <tr> <td>目 的</td> <td colspan="3">障がい者に対し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくサービスを提供することにより、自立した日常生活又は社会生活の実現を図る</td> </tr> <tr> <td>所 在 地</td> <td colspan="3">町田市下小山田町 3, 267 番地</td> </tr> <tr> <td>敷地面積</td> <td colspan="3">2, 348. 43 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>構 造</td> <td colspan="3">鉄筋コンクリート造 2 階建て</td> </tr> <tr> <td>延床面積</td> <td colspan="3">1, 016. 64 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>開 設 年</td> <td colspan="3">1990 年 4 月</td> </tr> </table>				名 称	町田市大賀藕絲館			目 的	障がい者に対し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくサービスを提供することにより、自立した日常生活又は社会生活の実現を図る			所 在 地	町田市下小山田町 3, 267 番地			敷地面積	2, 348. 43 m <sup>2</sup>			構 造	鉄筋コンクリート造 2 階建て			延床面積	1, 016. 64 m <sup>2</sup>			開 設 年	1990 年 4 月		
名 称	町田市大賀藕絲館																														
目 的	障がい者に対し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくサービスを提供することにより、自立した日常生活又は社会生活の実現を図る																														
所 在 地	町田市下小山田町 3, 267 番地																														
敷地面積	2, 348. 43 m <sup>2</sup>																														
構 造	鉄筋コンクリート造 2 階建て																														
延床面積	1, 016. 64 m <sup>2</sup>																														
開 設 年	1990 年 4 月																														
<p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項（指定管理者の指定）</li> <li>・ 町田市大賀藕絲館条例第 10 条第 3 項（指定管理者の指定等）</li> </ul>																															
問合せ先	地域福祉部 障がい福祉課長 櫻井	電話	724-2147																												

議案概要

<b>議案名</b>	<b>第98号議案 ふれあい桜館の指定管理者の指定について</b>										
<p><b>【議案提出の目的】</b> ふれあい桜館を管理する指定管理者を指定するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <p>○ 指定管理者候補者          団体名 社会福祉法人 町田市福祉サービス協会          代表者名 理事長 黒坂 昌範          所在地 東京都町田市森野四丁目8番39号</p> <p>○ 指定管理者が行う主な業務          (1) 施設運営に関する業務          ・高齢者に対する生活及び健康の相談及び指導に関すること。          ・高齢者に対する生業及び就労の指導に関すること。          ・機能回復訓練の実施に関すること。          ・教養の向上、レクリエーション等の実施に関すること。          ・老人クラブに対する援助に関すること。          ・長寿号の運行に関すること。          (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務</p> <p>○ 指定管理期間 2019年4月1日から2024年3月31日までの5年間</p> <p>○ 施設概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">名 称</td> <td>ふれあい桜館</td> </tr> <tr> <td>所 在 地</td> <td>町田市下小山田町3,580番地</td> </tr> <tr> <td>構 造</td> <td>鉄筋コンクリート地上3階地下1階建（うち2階部分及び共用部分）</td> </tr> <tr> <td>延床面積</td> <td>1,073.70 m<sup>2</sup></td> </tr> </table>				名 称	ふれあい桜館	所 在 地	町田市下小山田町3,580番地	構 造	鉄筋コンクリート地上3階地下1階建（うち2階部分及び共用部分）	延床面積	1,073.70 m <sup>2</sup>
名 称	ふれあい桜館										
所 在 地	町田市下小山田町3,580番地										
構 造	鉄筋コンクリート地上3階地下1階建（うち2階部分及び共用部分）										
延床面積	1,073.70 m <sup>2</sup>										
<p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <p>○ 地方自治法第244条の2第6項（指定管理者の指定）          ○ 町田市高齢者福祉センター条例第11条第3項（指定管理者の指定等）</p>											
<b>問合せ先</b>	いきいき生活部 高齢者福祉課長 横山	<b>電話</b>	724-2141								

議案概要

議案名	第99号議案 本町田高齢者在宅サービスセンターの指定管理者の指定について										
<p><b>【議案提出の目的】</b> 本町田高齢者在宅サービスセンターを管理する指定管理者を指定するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <p>○ 指定管理者候補者          団体名 特定非営利活動法人 湧和          代表者名 理事長 御殿谷 光廣          所在地 東京都町田市本町田 2,954 番地 2 シティークレスト 1 階 101 号室</p> <p>○ 指定管理者が行う主な業務          ・高齢者在宅サービスセンターの事業の実施に関すること。          ・高齢者在宅サービスセンターの施設及び設備の維持管理に関すること。</p> <p>○ 指定管理期間          2019 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日までの 5 年間</p> <p>○ 施設概要</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>名 称</td> <td>本町田高齢者在宅サービスセンター</td> </tr> <tr> <td>所 在 地</td> <td>町田市本町田 2, 102 番地 1</td> </tr> <tr> <td>構 造</td> <td>鉄筋コンクリート造 2 階建</td> </tr> <tr> <td>延床面積</td> <td>999.91 m<sup>2</sup></td> </tr> </table> <p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <p>○ 地方自治法第244条の2第6項（指定管理者の指定）          ○ 町田市高齢者在宅サービスセンター条例第6条第3項（指定管理者の指定等）</p>				名 称	本町田高齢者在宅サービスセンター	所 在 地	町田市本町田 2, 102 番地 1	構 造	鉄筋コンクリート造 2 階建	延床面積	999.91 m <sup>2</sup>
名 称	本町田高齢者在宅サービスセンター										
所 在 地	町田市本町田 2, 102 番地 1										
構 造	鉄筋コンクリート造 2 階建										
延床面積	999.91 m <sup>2</sup>										
問合せ先	いきいき生活部 高齢者福祉課長 横山	電話	724-2141								

議案概要

<b>議案名</b>	<b>第100号議案 小山田高齢者在宅サービスセンター外1箇所の指定管理者の指定について</b>		
<b>【議案提出の目的】</b>			
小山田高齢者在宅サービスセンター及びつくし野デイサービスセンターを管理する指定管理者を指定するものです。			
<b>【議案の内容】</b>			
○ 指定管理者候補者			
団体名	社会福祉法人 町田市福祉サービス協会		
代表者名	理事長 黒坂 昌範		
所在地	東京都町田市森野四丁目8番39号		
○ 指定管理者が行う主な業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者在宅サービスセンターの事業の実施に関すること。</li> <li>・ 高齢者在宅サービスセンターの施設及び設備の維持管理に関すること。</li> </ul>			
○ 指定管理期間			
2019年4月1日から2024年3月31日までの5年間			
○ 施設概要			
名称	小山田高齢者在宅サービスセンター		
所在地	町田市下小山田町3,580番地		
構造	鉄筋コンクリート地上3階地下1階建（うち1階部分及び共用部分）		
延床面積	1,329.50㎡		
名称	つくし野デイサービスセンター		
所在地	町田市つくし野二丁目21番11号 つくし野小学校内		
構造	鉄筋コンクリート造3階建（うち1階部分）		
延床面積	213.00㎡		
<b>【議案の法的根拠】</b>			
○ 地方自治法第244条の2第6項（指定管理者の指定）			
○ 町田市高齢者在宅サービスセンター条例第6条第3項（指定管理者の指定等）			
<b>問合せ先</b>	いきいき生活部 高齢者福祉課長 横山	<b>電話</b>	724-2141

議案概要

議案名	第101号議案 玉川学園高齢者在宅サービスセンター外1箇所の指定管理者の指定について																																		
<p><b>【議案提出の目的】</b> 玉川学園高齢者在宅サービスセンター外1箇所を管理する指定管理者を指定するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <p>○ 指定管理者候補者          団体名 特定非営利活動法人 桜実会          代表者名 理事長 三浦 光利          所在地 東京都町田市玉川学園二丁目6番6号 デンコウビル1階102号</p> <p>○ 指定管理者が行う主な業務          ・高齢者在宅サービスセンターの事業の実施に関すること。          ・高齢者在宅サービスセンターの施設及び設備の維持管理に関すること。</p> <p>○ 指定管理期間          2019年4月1日から2024年3月31日までの5年間</p> <p>○ 施設概要</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">名 称</td> <td colspan="3">玉川学園高齢者在宅サービスセンター</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">所 在 地</td> <td colspan="3">町田市玉川学園三丁目35番1号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">構 造</td> <td colspan="3">鉄筋コンクリート造地上2階建地下1階建</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">延床面積</td> <td colspan="3">1,383.30 m<sup>2</sup></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">名 称</td> <td colspan="3">デイサービス南大谷</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">所 在 地</td> <td colspan="3">町田市南大谷264番地 都営南大谷アパート4号棟内</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">構 造</td> <td colspan="3">鉄筋コンクリート造9階建(うち1階部分)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">延床面積</td> <td colspan="3">200.84 m<sup>2</sup></td> </tr> </table>				名 称	玉川学園高齢者在宅サービスセンター			所 在 地	町田市玉川学園三丁目35番1号			構 造	鉄筋コンクリート造地上2階建地下1階建			延床面積	1,383.30 m <sup>2</sup>			名 称	デイサービス南大谷			所 在 地	町田市南大谷264番地 都営南大谷アパート4号棟内			構 造	鉄筋コンクリート造9階建(うち1階部分)			延床面積	200.84 m <sup>2</sup>		
名 称	玉川学園高齢者在宅サービスセンター																																		
所 在 地	町田市玉川学園三丁目35番1号																																		
構 造	鉄筋コンクリート造地上2階建地下1階建																																		
延床面積	1,383.30 m <sup>2</sup>																																		
名 称	デイサービス南大谷																																		
所 在 地	町田市南大谷264番地 都営南大谷アパート4号棟内																																		
構 造	鉄筋コンクリート造9階建(うち1階部分)																																		
延床面積	200.84 m <sup>2</sup>																																		
<p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <p>○ 地方自治法第244条の2第6項 (指定管理者の指定)</p> <p>○ 町田市高齢者在宅サービスセンター条例第6条第3項 (指定管理者の指定等)</p>																																			
問合せ先	いきいき生活部 高齢者福祉課長 横山	電話	724-2141																																

議案概要

議案名	第102号議案 デイサービス鶴川の指定管理者の指定について																		
<p><b>【議案提出の目的】</b>                  デイサービス鶴川を管理する指定管理者を指定するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <p>○ 指定管理者候補者                  団体名 社会福祉法人 福音会                  代表者名 理事長 宮本 和武                  所在地 東京都野津田町1,932番地</p> <p>○ 指定管理者が行う主な業務                  ・高齢者在宅サービスセンターの事業の実施に関すること。                  ・高齢者在宅サービスセンターの施設及び設備の維持管理に関すること。</p> <p>○ 指定管理期間                  2019年4月1日から2024年3月31日までの5年間</p> <p>○ 施設概要</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">名 称</td> <td colspan="3">デイサービス鶴川</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td colspan="3">町田市鶴川三丁目22番地 鶴川第四小学校内</td> </tr> <tr> <td>構造</td> <td colspan="3">鉄筋コンクリート造3階建(うち1階部分)</td> </tr> <tr> <td>延床面積</td> <td colspan="3">160.00 m<sup>2</sup></td> </tr> </table> <p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <p>○ 地方自治法第244条の2第6項 (指定管理者の指定)                  ○ 町田市高齢者在宅サービスセンター条例第6条第3項 (指定管理者の指定等)</p>				名 称	デイサービス鶴川			所在地	町田市鶴川三丁目22番地 鶴川第四小学校内			構造	鉄筋コンクリート造3階建(うち1階部分)			延床面積	160.00 m <sup>2</sup>		
名 称	デイサービス鶴川																		
所在地	町田市鶴川三丁目22番地 鶴川第四小学校内																		
構造	鉄筋コンクリート造3階建(うち1階部分)																		
延床面積	160.00 m <sup>2</sup>																		
問合せ先	いきいき生活部 高齢者福祉課長 横山	電話	724-2141																



議案概要

議案名	第103号議案 デイサービス忠生の指定管理者の指定について																		
<p><b>【議案提出の目的】</b>                  デイサービス忠生を管理する指定管理者を指定するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <p>○ 指定管理者候補者                  団体名 特定非営利活動法人 楓の風                  代表者名 理事長 小室 貴之                  所在地 東京都町田市成瀬が丘二丁目2番地2</p> <p>○ 指定管理者が行う主な業務                  ・高齢者在宅サービスセンターの事業の実施に関する事。                  ・高齢者在宅サービスセンターの施設及び設備の維持管理に関する事。</p> <p>○ 指定管理期間                  2019年4月1日から2024年3月31日までの5年間</p> <p>○ 施設概要</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">名 称</td> <td colspan="3">デイサービス忠生</td> </tr> <tr> <td>所 在 地</td> <td colspan="3">町田市忠生一丁目19番2号 忠生市営住宅集会所内</td> </tr> <tr> <td>構 造</td> <td colspan="3">鉄筋コンクリート造地上1階地下1階建（うち1階部分）</td> </tr> <tr> <td>延床面積</td> <td colspan="3">253.98 m<sup>2</sup></td> </tr> </table> <p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <p>○ 地方自治法第244条の2第6項（指定管理者の指定）                  ○ 町田市高齢者在宅サービスセンター条例第6条第3項（指定管理者の指定等）</p>				名 称	デイサービス忠生			所 在 地	町田市忠生一丁目19番2号 忠生市営住宅集会所内			構 造	鉄筋コンクリート造地上1階地下1階建（うち1階部分）			延床面積	253.98 m <sup>2</sup>		
名 称	デイサービス忠生																		
所 在 地	町田市忠生一丁目19番2号 忠生市営住宅集会所内																		
構 造	鉄筋コンクリート造地上1階地下1階建（うち1階部分）																		
延床面積	253.98 m <sup>2</sup>																		
問合せ先	いきいき生活部 高齢者福祉課長 横山	電話	724-2141																

議案概要

議案名	第104号議案 デイサービス三輪の指定管理者の指定について																		
<p><b>【議案提出の目的】</b>                  デイサービス三輪を管理する指定管理者を指定するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <p>○ 指定管理者候補者                  団体名 医療法人社団 三医会                  代表者名 理事長 船津 到                  所在地 東京都町田市三輪町1,059番地1</p> <p>○ 指定管理者が行う主な業務                  ・高齢者在宅サービスセンターの事業の実施に関すること。                  ・高齢者在宅サービスセンターの施設及び設備の維持管理に関すること。</p> <p>○ 指定管理期間                  2019年4月1日から2024年3月31日までの5年間</p> <p>○ 施設概要</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">名 称</td> <td colspan="3">デイサービス三輪</td> </tr> <tr> <td>所 在 地</td> <td colspan="3">町田市三輪緑山四丁目14番1号 三輪コミュニティセンター内</td> </tr> <tr> <td>構 造</td> <td colspan="3">鉄筋コンクリート造2階建(うち1階部分)</td> </tr> <tr> <td>延床面積</td> <td colspan="3">298.86 m<sup>2</sup></td> </tr> </table> <p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <p>○ 地方自治法第244条の2第6項 (指定管理者の指定)                  ○ 町田市高齢者在宅サービスセンター条例第6条第3項 (指定管理者の指定等)</p>				名 称	デイサービス三輪			所 在 地	町田市三輪緑山四丁目14番1号 三輪コミュニティセンター内			構 造	鉄筋コンクリート造2階建(うち1階部分)			延床面積	298.86 m <sup>2</sup>		
名 称	デイサービス三輪																		
所 在 地	町田市三輪緑山四丁目14番1号 三輪コミュニティセンター内																		
構 造	鉄筋コンクリート造2階建(うち1階部分)																		
延床面積	298.86 m <sup>2</sup>																		
問合せ先	いきいき生活部 高齢者福祉課長 横山	電話	724-2141																

議案概要

議案名	第105号議案 デイサービス榛名坂の指定管理者の指定について																		
<p><b>【議案提出の目的】</b>                  デイサービス榛名坂を管理する指定管理者を指定するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <p>○ 指定管理者候補者                  団体名 特定非営利活動法人 明るい老後を考える会                  代表者名 理事長 豊田 弘                  所在地 東京都町田市金井三丁目 20 番 1 号</p> <p>○ 指定管理者が行う主な業務                  ・高齢者在宅サービスセンターの事業の実施に関すること。                  ・高齢者在宅サービスセンターの施設及び設備の維持管理に関すること。</p> <p>○ 指定管理期間                  2019年4月1日から2024年3月31日までの5年間</p> <p>○ 施設概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">名 称</td> <td colspan="3">デイサービス榛名坂</td> </tr> <tr> <td>所 在 地</td> <td colspan="3">町田市金井三丁目 20 番地 1</td> </tr> <tr> <td>構 造</td> <td colspan="3">鉄骨造平屋建</td> </tr> <tr> <td>延床面積</td> <td colspan="3">310.47 m<sup>2</sup></td> </tr> </table> <p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <p>○ 地方自治法第244条の2第6項（指定管理者の指定）                  ○ 町田市高齢者在宅サービスセンター条例第6条第3項（指定管理者の指定等）</p>				名 称	デイサービス榛名坂			所 在 地	町田市金井三丁目 20 番地 1			構 造	鉄骨造平屋建			延床面積	310.47 m <sup>2</sup>		
名 称	デイサービス榛名坂																		
所 在 地	町田市金井三丁目 20 番地 1																		
構 造	鉄骨造平屋建																		
延床面積	310.47 m <sup>2</sup>																		
問合せ先	いきいき生活部 高齢者福祉課長 横山	電話	724-2141																

議案概要

議案名	第106号議案 デイサービス高ヶ坂の指定管理者の指定について										
<p><b>【議案提出の目的】</b>                  デイサービス高ヶ坂を管理する指定管理者を指定するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <p>○ 指定管理者候補者                  団体名 株式会社 ツクイ                  代表者名 代表取締役社長 津久井 宏                  所在地 神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号</p> <p>○ 指定管理者が行う主な業務                  ・高齢者在宅サービスセンターの事業の実施に関すること。                  ・高齢者在宅サービスセンターの施設及び設備の維持管理に関すること。</p> <p>○ 指定管理期間                  2019年4月1日から2024年3月31日までの5年間</p> <p>○ 施設概要</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">名 称</td> <td>デイサービス高ヶ坂</td> </tr> <tr> <td>所 在 地</td> <td>町田市高ヶ坂七丁目26番8号</td> </tr> <tr> <td>構 造</td> <td>鉄筋コンクリート造2階建</td> </tr> <tr> <td>延床面積</td> <td>585.76 m<sup>2</sup></td> </tr> </table> <p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <p>○ 地方自治法第244条の2第6項（指定管理者の指定）</p> <p>○ 町田市高齢者在宅サービスセンター条例第6条第3項（指定管理者の指定等）</p>				名 称	デイサービス高ヶ坂	所 在 地	町田市高ヶ坂七丁目26番8号	構 造	鉄筋コンクリート造2階建	延床面積	585.76 m <sup>2</sup>
名 称	デイサービス高ヶ坂										
所 在 地	町田市高ヶ坂七丁目26番8号										
構 造	鉄筋コンクリート造2階建										
延床面積	585.76 m <sup>2</sup>										
問合せ先	いきいき生活部 高齢者福祉課長 横山	電話	724-2141								

議案概要

議案名	第107号議案 デイサービスあいはらの指定管理者の指定について																		
<p><b>【議案提出の目的】</b>                  デイサービスあいはらを管理する指定管理者を指定するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <p>○ 指定管理者候補者                  団体名 特定非営利活動法人 相原やまゆり会                  代表者名 理事長 吉野 光章                  所在地 東京都町田市相原町 3, 677 番地</p> <p>○ 指定管理者が行う主な業務                  ・高齢者在宅サービスセンターの事業の実施に関すること。                  ・高齢者在宅サービスセンターの施設及び設備の維持管理に関すること。</p> <p>○ 指定管理期間                  2019年4月1日から2024年3月31日までの5年間</p> <p>○ 施設概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">名 称</td> <td colspan="3">デイサービスあいはら</td> </tr> <tr> <td>所 在 地</td> <td colspan="3">町田市相原町 3, 174 番地</td> </tr> <tr> <td>構 造</td> <td colspan="3">鉄筋コンクリート造 2 階建</td> </tr> <tr> <td>延床面積</td> <td colspan="3">599.19 m<sup>2</sup></td> </tr> </table> <p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <p>○ 地方自治法第244条の2第6項（指定管理者の指定）                  ○ 町田市高齢者在宅サービスセンター条例第6条第3項（指定管理者の指定等）</p>				名 称	デイサービスあいはら			所 在 地	町田市相原町 3, 174 番地			構 造	鉄筋コンクリート造 2 階建			延床面積	599.19 m <sup>2</sup>		
名 称	デイサービスあいはら																		
所 在 地	町田市相原町 3, 174 番地																		
構 造	鉄筋コンクリート造 2 階建																		
延床面積	599.19 m <sup>2</sup>																		
問合せ先	いきいき生活部 高齢者福祉課長 横山	電話	724-2141																

議案概要

議案名	第108号議案 わくわくプラザ町田の指定管理者の指定について																		
<p><b>【議案提出の目的】</b> わくわくプラザ町田を管理する指定管理者を指定するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <p>○ 指定管理者候補者          団体名 公益社団法人 町田市シルバー人材センター          代表者名 会長 長谷川 修治          所在地 東京都町田市森野一丁目1番15号</p> <p>○ 指定管理者が行う主な業務          ・会議室等に係る利用の承認等に関すること。          ・施設及び設備の維持管理に関すること。          ・その他市長が指定した業務</p> <p>○ 指定管理期間          2019年4月1日から2024年3月31日までの5年間</p> <p>○ 施設概要</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">名 称</td> <td colspan="3">わくわくプラザ町田</td> </tr> <tr> <td>所 在 地</td> <td colspan="3">町田市森野一丁目1番15号</td> </tr> <tr> <td>構 造</td> <td colspan="3">鉄筋コンクリート造（一部、鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄骨造） 地上3階地下1階建</td> </tr> <tr> <td>延床面積</td> <td colspan="3">997.86 m<sup>2</sup></td> </tr> </table> <p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <p>○ 地方自治法第244条の2第6項（指定管理者の指定）          ○ 町田市わくわくプラザ条例第8条第3項（指定管理者の指定等）</p>				名 称	わくわくプラザ町田			所 在 地	町田市森野一丁目1番15号			構 造	鉄筋コンクリート造（一部、鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄骨造） 地上3階地下1階建			延床面積	997.86 m <sup>2</sup>		
名 称	わくわくプラザ町田																		
所 在 地	町田市森野一丁目1番15号																		
構 造	鉄筋コンクリート造（一部、鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄骨造） 地上3階地下1階建																		
延床面積	997.86 m <sup>2</sup>																		
問合せ先	いきいき生活部 高齢者福祉課長 横山	電話	724-2141																

議案概要

議案名	第109号議案 休日・準夜急患こどもクリニックの指定管理者の指定について																		
<p><b>【議案提出の目的】</b>                  休日・準夜急患こどもクリニックを管理する指定管理者を指定するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <p>○ 指定管理者候補者                  団体名 一般社団法人 町田市医師会                  代表者名 会長 林 泉彦                  所在地 東京都町田市旭町一丁目4番5号</p> <p>○ 指定管理者が行う主な業務                  ・小児科応急診療の実施に関する事。                  ・休日・準夜急患こどもクリニックの利用の承認に関する事。                  ・休日・準夜急患こどもクリニックの施設及び設備の維持管理に関する事。</p> <p>○ 指定管理期間                  2019年4月1日から2024年3月31日までの5年間</p> <p>○ 施設概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">名 称</td> <td colspan="3">休日・準夜急患こどもクリニック</td> </tr> <tr> <td>所 在 地</td> <td colspan="3">町田市原町田五丁目8番21号 健康福祉会館1階</td> </tr> <tr> <td>構 造</td> <td colspan="3">鉄筋コンクリート造 地下1階地上4階</td> </tr> <tr> <td>延床面積</td> <td colspan="3">116 m<sup>2</sup></td> </tr> </table> <p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <p>○ 地方自治法第244条の2第6項（指定管理者の指定）</p> <p>○ 町田市急患センター条例第6条第3項（指定管理者の指定等）</p>				名 称	休日・準夜急患こどもクリニック			所 在 地	町田市原町田五丁目8番21号 健康福祉会館1階			構 造	鉄筋コンクリート造 地下1階地上4階			延床面積	116 m <sup>2</sup>		
名 称	休日・準夜急患こどもクリニック																		
所 在 地	町田市原町田五丁目8番21号 健康福祉会館1階																		
構 造	鉄筋コンクリート造 地下1階地上4階																		
延床面積	116 m <sup>2</sup>																		
問合せ先	保健所 保健総務課長 黒田	電話	724-4241																

議案概要

議案名	第110号議案 休日応急歯科・障がい者歯科診療所の指定管理者の指定について																		
<p><b>【議案提出の目的】</b> 休日応急歯科・障がい者歯科診療所を管理する指定管理者を指定するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <p>○ 指定管理者候補者          団体名 公益社団法人 東京都町田市歯科医師会          代表者名 会長 小川 冬樹          所在地 東京都町田市原町田五丁目8番7号 ガーデン町田</p> <p>○ 指定管理者が行う主な業務          ・休日応急歯科・障がい者歯科診療の実施に関する事。          ・休日応急歯科・障がい者歯科診療の利用の承認に関する事。          ・休日応急歯科・障がい者歯科診療の施設及び設備の維持管理に関する事。</p> <p>○ 指定管理期間          2019年4月1日から2024年3月31日までの5年間</p> <p>○ 施設概要</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>名 称</td> <td colspan="3">休日応急歯科・障がい者歯科診療所</td> </tr> <tr> <td>所 在 地</td> <td colspan="3">町田市原町田五丁目8番21号 健康福社会館1階</td> </tr> <tr> <td>構 造</td> <td colspan="3">鉄筋コンクリート造 地下1階地上4階</td> </tr> <tr> <td>延床面積</td> <td colspan="3">147.26㎡</td> </tr> </table> <p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <p>○ 地方自治法第244条の2第6項（指定管理者の指定）</p> <p>○ 町田市急患センター条例第6条第3項（指定管理者の指定等）</p>				名 称	休日応急歯科・障がい者歯科診療所			所 在 地	町田市原町田五丁目8番21号 健康福社会館1階			構 造	鉄筋コンクリート造 地下1階地上4階			延床面積	147.26㎡		
名 称	休日応急歯科・障がい者歯科診療所																		
所 在 地	町田市原町田五丁目8番21号 健康福社会館1階																		
構 造	鉄筋コンクリート造 地下1階地上4階																		
延床面積	147.26㎡																		
問合せ先	保健所 保健総務課長 黒田	電話	724-4241																



議案概要

議案名	第111号議案 町田市子ども創造キャンパスひなた村の指定管理者の指定について
-----	--

【議案提出の目的】

町田市子ども創造キャンパスひなた村を管理する指定管理者を指定するものです。

【議案の内容】

- 指定管理者候補者
  - 団体名 アクティオ株式会社
  - 代表者名 代表取締役社長 鈴木 悟
  - 所在地 東京都目黒区下目黒一丁目1番11号 目黒東洋ビル4階
- 指定管理者が行う主な業務
  - ・子どもの野外体験に関する業務
  - ・子どもの創作体験に関する業務
  - ・子どもの野外体験、創作体験にかかる指導者の育成及びその活動の支援に関する業務
  - ・来館した子どもへの居場所の提供及び図書の閲覧に関する業務
  - ・ひなた村の施設及び附帯設備の利用承認及び提供に関する業務
  - ・施設及び管理区域の維持管理に関する業務
- 指定管理期間
 

2019年4月1日から2024年3月31日までの5年間

○ 施設概要

名称	町田市子ども創造キャンパス ひなた村
所在地	町田市本町田2,863番地
開設年	1973年（現施設の竣工年1993年）
敷地面積	43,000 m <sup>2</sup> （うち、森林面積31,000 m <sup>2</sup> ）
建築面積	1,843.9 m <sup>2</sup>
延床面積	2,231.4 m <sup>2</sup>
構造等	本館：木造 ホール：RC造一部S造（地下1階地上2階） 炊事場：木造

【議案の法的根拠】

- 地方自治法第244条の2第6項（指定管理者の指定）
- 町田市子ども創造キャンパスひなた村条例第7条第3項（指定管理者の指定等）



問合せ先	子ども生活部 児童青少年課長 鈴木	電話	724-2182
------	-------------------	----	----------

議案概要

議案名	第 1 1 2 号議案 町田市自然休暇村の指定管理者の指定について								
<p><b>【議案提出の目的】</b> 町田市自然休暇村を管理する指定管理者を指定するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <p>○ 指定管理者候補者          団体名 一般財団法人 川上村振興公社          代表者名 理事長 由井 雅久          所在地 長野県南佐久郡川上村大深山 542 番地</p> <p>○ 指定管理者が行う主な業務          ・施設の貸出しに関すること。          ・施設の維持管理に関すること。</p> <p>○ 指定管理期間          2019 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日までの 5 年間</p> <p>○ 施設概要</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">名 称</td> <td>町田市自然休暇村</td> </tr> <tr> <td>所 在 地</td> <td>長野県南佐久郡川上村秋山 53 番地 15</td> </tr> <tr> <td>敷地面積</td> <td>158,400 m<sup>2</sup></td> </tr> </table> <p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <p>○ 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項（指定管理者の指定）          ○ 町田市自然休暇村条例第 6 条第 3 項（指定管理者の指定等）</p>				名 称	町田市自然休暇村	所 在 地	長野県南佐久郡川上村秋山 53 番地 15	敷地面積	158,400 m <sup>2</sup>
名 称	町田市自然休暇村								
所 在 地	長野県南佐久郡川上村秋山 53 番地 15								
敷地面積	158,400 m <sup>2</sup>								
問合せ先	子ども生活部	大地沢青少年センター所長 永野	電話 782-3800						

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第 1 1 3 号議案 町田市ふるさと農具館の指定管理者の指定について</p>								
<p><b>【議案提出の目的】</b> 町田市ふるさと農具館を管理する指定管理者を指定するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <p>○ 指定管理者候補者          団体名 七国山ふれあいの里組合          代表者名 組合長 石坂 隆          所在地 東京都町田市野津田町 2, 316 番地</p> <p>○ 指定管理者が行う主な業務          ・施設案内、展示品説明など管理運営に関すること。          ・なたね油製造の実演に関すること。          ・施設の裏山散策緑地の管理に関すること。</p> <p>○ 指定管理期間 2019 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日までの 5 年間</p> <p>○ 施設概要</p> <table border="1" data-bbox="197 1008 863 1137"> <tr> <td>名 称</td> <td>町田市ふるさと農具館</td> </tr> <tr> <td>所 在 地</td> <td>町田市野津田町 2, 288 番地</td> </tr> <tr> <td>敷地面積</td> <td>1, 933. 41 m<sup>2</sup></td> </tr> </table> <p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <p>○ 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項（指定管理者の指定）          ○ 町田市ふるさと農具館条例第 5 条第 3 項（指定管理者の指定等）</p>				名 称	町田市ふるさと農具館	所 在 地	町田市野津田町 2, 288 番地	敷地面積	1, 933. 41 m <sup>2</sup>
名 称	町田市ふるさと農具館								
所 在 地	町田市野津田町 2, 288 番地								
敷地面積	1, 933. 41 m <sup>2</sup>								
<p>問合せ先</p>	<p>経済観光部 農業振興課長 井上</p>	<p>電話</p>	<p>724-2166</p>						

議案概要

議案名	第114号議案 町田市七国山ファーマーズセンターの指定管理者の指定について														
<p><b>【議案提出の目的】</b> 町田市七国山ファーマーズセンターを管理する指定管理者を指定するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <p>○ 指定管理者候補者          団体名 町田市農業協同組合          代表者名 代表理事組合長 五十嵐 隆          所在地 東京都町田市森野二丁目 29 番 15 号</p> <p>○ 指定管理者が行う主な業務          ・施設案内、講習室貸し出しなど管理運営に関すること。          ・近隣の農園利用者等への農作業の指導に関すること。</p> <p>○ 指定管理期間          2019年4月1日から2022年3月31日までの3年間</p> <p>○ 施設概要</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">名 称</td> <td colspan="3">町田市七国山ファーマーズセンター</td> </tr> <tr> <td>所 在 地</td> <td colspan="3">町田市野津田町 3, 497 番地 1</td> </tr> <tr> <td>敷地面積</td> <td colspan="3">1, 380. 94 m<sup>2</sup></td> </tr> </table> <p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <p>○ 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項（指定管理者の指定）          ○ 町田市七国山ファーマーズセンター条例第 5 条第 3 項（指定管理者の指定等）</p>				名 称	町田市七国山ファーマーズセンター			所 在 地	町田市野津田町 3, 497 番地 1			敷地面積	1, 380. 94 m <sup>2</sup>		
名 称	町田市七国山ファーマーズセンター														
所 在 地	町田市野津田町 3, 497 番地 1														
敷地面積	1, 380. 94 m <sup>2</sup>														
問合せ先	経済観光部 農業振興課長 井上	電話	724-2166												

議案概要

<b>議案名</b>	<b>第 1 1 5 号議案 小野路公園外 2 箇所の指定管理者の指定について</b>		
<b>【議案提出の目的】</b>			
小野路公園外 2 箇所を管理する指定管理者を指定するものです。			
<b>【議案の内容】</b>			
○ 指定管理者候補者			
< チーム町田 >			
(構成団体) 株式会社ギオン・株式会社富士グリーンテック・			
ファシリティパートナーズ株式会社・株式会社東京総合造園・			
特定非営利活動法人アスレチッククラブ町田			
(代表団体) 株式会社ギオン			
代表取締役 祇園 義久			
所在地 神奈川県相模原市中央区南橋本一丁目 5 番 1 号			
○ 指定管理者が行う主な業務			
・ 有料公園施設の利用の承認等に関すること。			
・ 都市公園の維持管理に関すること。			
○ 指定管理期間			
2019 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日までの 5 年間			
○ 施設概要			
名 称	小野路公園		
所在地	町田市小野路町 2, 023 番 1		
面 積	76, 219. 88 m <sup>2</sup>		
名 称	鶴川中央公園		
所在地	町田市鶴川六丁目 6 番		
面 積	19, 719. 89 m <sup>2</sup>		
名 称	鶴川 1 号緑地		
所在地	町田市鶴川三丁目 2 番 2		
面 積	5, 534. 18 m <sup>2</sup>		
<b>【議案の法的根拠】</b>			
○ 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項 (指定管理者の指定)			
○ 町田市立公園条例第 11 条第 3 項 (指定管理者の指定等)			
<b>問合せ先</b>	都市づくり部 公園緑地課 公園管理担当課長 中村	<b>電話</b>	724-4399

議案概要

議案名	第116号議案 町田中央公園外3箇所の指定管理者の指定について																										
<p><b>【議案提出の目的】</b> 町田中央公園外3箇所を管理する指定管理者を指定するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <p>○ 指定管理者候補者          &lt;まちだ A・T・K スポーツパートナーズ&gt;          (構成団体) アシックスジャパン株式会社・東急スポーツシステム株式会社・株式会社協栄          (代表団体) アシックスジャパン株式会社          代表取締役 小林 淳二          所在地 東京都江東区新砂三丁目1番18号</p> <p>○ 指定管理者が行う主な業務          ・有料公園施設の利用の承認等に関すること。          ・都市公園の維持管理に関すること。</p> <p>○ 指定管理期間          2019年4月1日から2024年3月31日までの5年間</p> <p>○ 施設概要</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>名 称</td> <td>町田中央公園</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>町田市旭町三丁目20番60</td> </tr> <tr> <td>面 積</td> <td>31,921 m<sup>2</sup></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>名 称</td> <td>木曾山崎公園</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>町田市本町田1,966番1</td> </tr> <tr> <td>面 積</td> <td>20,391.60 m<sup>2</sup></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>名 称</td> <td>日向山公園 (公園区域の一部)</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>町田市本町田3,486番</td> </tr> <tr> <td>面 積</td> <td>30,149 m<sup>2</sup></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>名 称</td> <td>忠生公園 (有料運動施設のみ)</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>町田市忠生一丁目3番1</td> </tr> <tr> <td>面 積</td> <td>4,500 m<sup>2</sup></td> </tr> </table>				名 称	町田中央公園	所在地	町田市旭町三丁目20番60	面 積	31,921 m <sup>2</sup>	名 称	木曾山崎公園	所在地	町田市本町田1,966番1	面 積	20,391.60 m <sup>2</sup>	名 称	日向山公園 (公園区域の一部)	所在地	町田市本町田3,486番	面 積	30,149 m <sup>2</sup>	名 称	忠生公園 (有料運動施設のみ)	所在地	町田市忠生一丁目3番1	面 積	4,500 m <sup>2</sup>
名 称	町田中央公園																										
所在地	町田市旭町三丁目20番60																										
面 積	31,921 m <sup>2</sup>																										
名 称	木曾山崎公園																										
所在地	町田市本町田1,966番1																										
面 積	20,391.60 m <sup>2</sup>																										
名 称	日向山公園 (公園区域の一部)																										
所在地	町田市本町田3,486番																										
面 積	30,149 m <sup>2</sup>																										
名 称	忠生公園 (有料運動施設のみ)																										
所在地	町田市忠生一丁目3番1																										
面 積	4,500 m <sup>2</sup>																										
<p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <p>○ 地方自治法第244条の2第6項 (指定管理者の指定)          ○ 町田市立公園条例第11条第3項 (指定管理者の指定等)</p>																											
問合せ先	都市づくり部 公園緑地課 公園管理担当課長 中村	電話	724-4399																								



議案概要

<b>議案名</b>	<b>第 1 1 7 号 議 案 野津田公園の指定管理者の指定について</b>								
<p><b>【議案提出の目的】</b> 野津田公園を管理する指定管理者を指定するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <p>○ 指定管理者候補者          &lt;スポーツパークパートナーズまちだ&gt;          (構成団体) 日本体育施設株式会社・一般財団法人町田市体育協会          (代表団体) 日本体育施設株式会社          代表取締役 奥 裕之          所在地 東京都中野区東中野三丁目 20 番 10 号</p> <p>○ 指定管理者が行う主な業務          ・ 有料公園施設の利用の承認等に関すること。          ・ 都市公園の維持管理に関すること。</p> <p>○ 指定管理期間          2019 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日までの 5 年間</p> <p>○ 施設概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">名 称</td> <td>野津田公園</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>町田市野津田町 2, 035 番</td> </tr> <tr> <td>面 積</td> <td>398, 268. 98 m<sup>2</sup></td> </tr> </table> <p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <p>○ 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項 (指定管理者の指定)          ○ 町田市立公園条例第 11 条第 3 項 (指定管理者の指定等)</p>				名 称	野津田公園	所在地	町田市野津田町 2, 035 番	面 積	398, 268. 98 m <sup>2</sup>
名 称	野津田公園								
所在地	町田市野津田町 2, 035 番								
面 積	398, 268. 98 m <sup>2</sup>								
<b>問合せ先</b>	都市づくり部 公園緑地課 公園管理担当課長 中村	<b>電話</b>	724-4399						







この冊子は、350部作成し、1部あたりの単価は305円です（職員人件費を含みます）。